

定より次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

療養取扱機関名 所 在 地
法第三十七条第五
項の規定により申
し出た都道府県名

牧田 医院	倉吉市東町三五七ノ三	岡山県	昭和四十一年七月十二日
由良歯科医院	東伯郡大栄町由良五五六	全国都道府県	十五日
朝倉歯科医院	米子市上福原一五八		二十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により行なう鳥取市議会議員の一般選挙を、同法第百十九条第二項の規定に基づき、昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙と同時に執行する。同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に執行する。

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

(定価一冊一圓月三圓四角(送料別))

なう鳥取市議会議員の一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行なう開票所以外の開票所における開票の順序を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により次のとおり定める。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

- 投票の順序
- 鳥取県知事選挙の投票
 - 鳥取市議会議員選挙の投票
- 開票の順序
- 鳥取県知事選挙の開票
 - 鳥取市議会議員選挙の開票

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土日が休日で
その日は、七
日とあつた
場合は、その
翌日発行)

目次
◆監査公告 定期監査等の結果の公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和40年度に係る別記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和41年11月15日

鳥取県監査委員

浜 田 庄 二

同

中 田 玉 平

同

新 見 修 彦

同

竹 の 家 啓 三 郎

記

監 査 箇 所

執行年月日

米子児童相談所

昭和41年1月18日

倉吉

31日

中央

2月14日

育成学園	1月31日
婦人相談所	2月15日
婦 人 一 家	" "
西郷福祉事務所	" 17日
中部 "	" 23日
東部 "	" 4 5日
自治研修所	" 11日
岩井長者家	" 12日
養善学園	" 13日
保育専門学校	" 27日
母 来 家	" 5月2日
北九州事務所	" 13日
整肢学園	" 18日
喜多原学園	" 19日
身体障害者更生指導所	" 23日
相談所	" "
精神薄弱者更生 "	" "
根雨保健所	6月2日
米子 "	" 3日
倉吉 "	" 7日
鳥取 "	" 17日
郡家 "	" 22日
浜村 "	" "
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	5月16日

社団法人鳥取県私学振興会	"	7月14日
米子東高等学校	"	1月18日
米子南	"	20日
米子図書館	"	27日
米子西高等学校	"	"
米子工業	"	2月8日
境	"	10日
境港工業	"	"
境水産	"	16日
倉吉農業	"	24日
科学博物館	"	4月4日
鳥取県体育協会	"	"
財団法人鳥取県育英会	"	5日
青年の家	"	14日
教育研究所	"	"
鳥取県東高等学校	"	5月9日
鳥取西	"	"
米子皆生学園	"	18日
法勝寺高等学校	"	26日
財団法人米子工業高等専門学校	"	31日
施設促進進期成同盟会	"	"
鳥取図書館	"	6月8日
中海干拓事業所	"	2月18日
県営境港魚市場	"	7日

県営境港水産会館	"	"
境港水産事務所	"	"
経宮伝習農場	"	21日
農業指導者養成所	"	"
簡検定所	"	5月6日
種畜場	"	23日
農産加工所	"	1月19日
中小家畜試験場	"	28日
中小家畜講習所	"	"
畜業試験場	"	2月22日
畜業技術員養成所	"	"
水産試験場	"	4月11日
林業	"	13日
果樹	"	28日
農業試験場西伯分場	"	1月19日
東伯	"	5月17日
本場	"	"
畜産試験場	"	7月19日
畜産講習所	"	"
県営大山放牧場	"	"
鳥取県農業信用基金協会	"	5月30日
鳥取県農業経済事業連合会	"	31日
鳥取県農業会議	"	6月24日
物産館	"	2月14日

内職公共職業指導所	"	15日
米子労政事務所	"	18日
倉吉労政事務所	"	22日
工業試験場分場	"	11日
本場	"	4月15日
倉吉職業訓練所	"	7月22日
米子	"	27日
境港警察署	"	2月9日
米子	"	4月6日
岩井	"	12日
倉吉	"	27日
八幡	"	5月4日
浜村	"	"
鳥取	"	"
黒坂	"	16日
溝口	"	20日
郡家	"	"
智頭	"	25日
鳥取県信用保証協会	"	"
米子児童相談所	"	6月6日

昭和41年1月18日監査
監査委員 中 田 玉 平
同 新 見 三 郎
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況 (昭和40年12月31日現在)

科	目	予算金額	支出済額	予算残額	備
雑務	管理費	537,894	520,719	17,165	
社会福祉	福祉費	444,600	270,673	173,927	
児童福祉	福祉費	25,638,500	22,624,103	3,014,397	
合	計	26,620,994	23,415,495	3,205,499	

2 主な業務の実施状況 (昭和40年12月31日現在)

別成	鳥取県		鳥取市		鳥取県		里	その他	合		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額					
児童委託	59	11	8	15	11	2	4	6	2	1,116	1,214

(2) 一時保護の実施状況 (昭和40年12月31日現在)

区	分	実	人	員	延	人	員	備	要
一時保護所		84					76		
委託一時保護		10					245		
合		94					721		

3 留意事項

(1) 経理出納事務について
ア 物品の購入事務処理をみるとほとんど事務何となつてゐる。また、購入回書の数と納品書の数不実合のもの、支出年度区分の

適当と認めがたいものがあつた。適正な事務処理に一層配慮された。

イ 児童福祉施設へ収容を委託した児童の医療費の支出のうちには、扶養務者が健康保険等の組合員となつていて、家族療養費の交付を受ける手続き(遠隔地被扶養者証の交付を受ける等により)をしていないものがあつた。留意されたい。

ウ 一時保護児童の所持金を保管しているにもかかわらず児童福祉法に規定する公告の手続きをしていないものがあることについては、前年度において指摘したが、まだその措置がとられていなかった。速やかに正規の処理をされたい。

エ 児童福祉審議会文化財西部地区部会の委員に旅行依頼をするにあつた、旅行依頼簿が調整されていなかったが、正規のとおり調整されたい。

倉吉児童相談所

昭和41年1月31日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平
同 新見 修三
同 竹の家 啓三郎

1 予算の執行状況(昭和40年12月31日現在)

(1) 歳入 (単位円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
歳 入	4,700	4,700	0	

(2) 歳出 (単位円)

科 目	予算令連額	支出済額	予算残額	備 考
総務管理費	175,856	175,224	632	
選 挙 費	5,295	5,295	0	
児童福祉費	14,518,800	12,617,814	1,900,986	
合 計	14,699,951	12,798,333	1,901,618	

2 主な業務の実施状況

(1) 措置の実施件数(昭和40年12月31日現在)

別成	指導委託	施設	入 所	里親	その他	合計		
暫約	児童福祉司	社会福祉司	児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司		
27	1	6	4	2	4	1	481	541

(2) 一時保護の実施状況(昭和40年12月31日現在)

区 分	実 人 員	延 人 員	備 考
一 時 保 護 所	55	343	
委 託 一 時 保 護	24	231	
合 計	79	574	

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 原動機付自転車用燃料の購入にあたり、注油券の注油性に数量の記入されていないもの、業者から返却された注油伝票の保管が不十分のものがあつた。一層適正な事務処理をされたい。

中央時置相談所

昭和41年2月14日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平

1 予算の執行状況(昭和41年1月31日現在)

(単位円)

科 目	予算令連額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
総務管理費	198,200	100,687	97,513	
児童福祉費	32,913,600	24,793,736	8,119,864	
合 計	33,111,800	24,894,423	8,217,377	

2 主な業務の実施状況

(1) 措置の実施件数(昭和41年1月31日現在)

別成	指導委託	施設	入 所	里親	その他	合計						
暫約	児童福祉司	社会福祉司	児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司	児童福祉司						
74	12	2	1	13	17	5	32	3	1	8	1,307	1,481

(2) 一時保護の実施状況(昭和41年1月31日現在)

区 分	実 人 員	延 人 員	備 考
一 時 保 護 所	214	818	
委 託 一 時 保 護	62	709	
合 計	276	1,527	

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 印刷物の発注、物品の発注にあたり、1業者のみの見積書を徴し、随意契約によつていたが、随意契約による場合には、県会計規則第135条により知事が別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴して実施するようにされたい。また、物品の購入等で事後伺となつていものがあつた。一層適正な事務処理をされたい。

皆 成 学 園

昭和41年1月31日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平
同 新見 修三
同 竹の家 啓三郎

1 予算の執行状況(昭和41年12月31日現在)

(1) 歳入 (単位円)

科 目	予算令連額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
歳 入	869,000	511,662	511,662	0	
財産売却収入	35,000	35,891	35,891	0	
合 計	894,000	545,553	545,553	0	

(2) 歳出

(単位円)

科 目	予算令連額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
総務管理費	13,204	13,204	0	
児童福祉費	20,890,128	18,792,533	2,097,595	
合 計	20,903,332	18,805,737	2,097,595	

学年 性別	小学校			中学校			卒業生			計
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
男	—	—	6	5	4	8	9	11	14	4
女	1	1	4	4	8	7	8	9	10	7
計	1	1	10	9	12	15	17	20	24	11
										120

2 精神薄弱児収容状況 (昭和41年1月24日現在)

ア 弁償金 (職員給食代金) の徴収にあたり、給食届の給食数と調定収入した給食数に不適合を生じているものがあつた。是正するとともに的確な事務処理に一層配慮されたい。

イ ボイラー検査手数料2,500円を後援会の予算から支出していたが、県費で負担すべきものと思われるので、今後の支出にあたっては善処されたい。

(2) 借受不動産の管理について

学園内の一角 (倉吉市よりの借用地) に後援会の建物が設置されている。これが設置について県公有財産事務取扱規則第21条の規定に従い、事務手続を経て置く必要がある。

4 組織運営について

(1) 収容児童は精薄であると同時に虚弱なものが極めて多く、連日、相当数の発病者、負傷者を生じている。40年度は12月末までに727千円の医療費を支出したほか、117千円の医薬品等を購入している現状である。前年度監査報告でも要望したとおり、保健婦又は看護婦の設置

が望まれる。

(2) 心身障害児ならびに尿床症の児童が多く、そのために冬期とくに雨天の場合の衣服寝具の乾燥処置に困っている。幸いに熱湯はあるので、暖房付乾燥室の新設整備を望む。

昭和41年2月15日 監査
婦人相談所
婦人相談所
監督委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家啓三郎

1 予算執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(1) 歳入 (単位 円)

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
婦人更生資金貸付金元利収入	625,765	164,096	461,669	
弁 償 金	26,472	26,472	0	
合 計	652,237	190,568	461,669	

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
総務管理費	80,000	74,912	5,088	
社会福祉費	6,556,000	5,054,712	1,501,288	
合 計	6,636,000	5,129,624	1,506,376	

2 主な業務の実施状況 (昭和41年1月末現在)

(1) 相談業務の実績

取扱区分	更生資金相談		結婚相談		求職相談		医療相談		生活相談		その他		計
	相談	相談	相談	相談	相談	相談	相談	相談	相談	相談	相談	相談	
婦人相談所	20	1	1	5	1	1	3	4	11	1	8	53	
県相談員	5	1	4	4	1	1	1	9	2	1	1	28	
倉吉市	1	1	1	1	1	1	1	24	11	2	6	50	
米子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	
境港市												2	
合 計	27	2	1	11	6	5	5	38	26	3	12	137	

(2) 一時保護及び措置の状況

定員	一時保護		措置		計
	実人員	延人員	帰郷	就職	
15	28	970	7	1	28

(3) 婦人寮の入退勤

定員	年度当初在寮者	入 寮	退 寮	41年1月末在寮者	41年1月末人員
15	10	19	20	9	2,733

3 留意事項

(1) 婦人更生資金について
ア 当年度の貸付は借入申込が1件あつたが、婦人更生資金運営委員会にはかつた結果否決となり、不承認としていたほかは借入希望が

なく、貸付金予算令達額405,000円は監査時現在全額執行していかつた。

1月末現在の償還状況は下表のとおり甚しく低額で、償還期の未償還のもの未償還は年々増加している。これが回収促進については格段の努力をされたい。

区 分	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	占 有 率 (%)	前年度(2月)の収入率 (%)
現年度分	284,218	154,993	129,225	54.53	71.34
過年度分	341,547	9,103	332,444	2.67	3.76
合 計	625,765	164,096	461,669	26.22	46.16

イ 台帳を調整して貸付ならびに償還の状況を記録しているが、償還状況の記録の不充分なものがあつたので、償還のあつたつどの確に記録整理されたい。

ウ 延滞子の規定を適用することについては、毎年の監査で指摘しているが実行されていない。災害、その他やむを得ない理由があると思われるときは減免規定を適用して事務処理をするなど、これが取扱いについて検討善処を重ねて要望する。

(2) 物品の管理について

職員に備品を貸与するにあつて同一の品名、規格、銘柄を二箇以上貸与した場合には、職員別備品貸与簿に数量を記載されたい。また、職員に貸与した備品で貸与簿に記載されていないものがある。それぞれ整備のうえ使用管理責任を明確にされたい。

4 運営について

2よつて明らかたように、当所業務の傾向は設置当初とは異なり、一

被保人を対象とした相談業務が大半を占めるようになったが、保護観察又は收容保護中の婦人には、いわゆる「ひも」的な男性が背後にいるものが多く、面接又は連れ出し等を強要するものもあり、本人はもとより宿直職員が身に危険を感じる場合は、むしろ児童相談所の場合より多と認められる。防犯警報ベルの設置等対策を講ぜられるよう要望する。

西部福祉事務所

昭和41年2月17日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平
同 新見 修

1 予算の執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(1) 歳入

(単位 円)

科 目	調定額	収入済額	不欠損額	新収未済額	摘要
(一般会計)	5,780	5,780	-	0	
物品売上収入	1,736,049	1,228,323	27,864	479,862	
児童福祉施設負担金	220,061	58,869	-	161,192	
福祉施設貸付金収入	148,178	141,626	-	6,552	
雑収入	4,275,994	3,118,704	-	1,157,290	
(特別会計)	6,386,062	4,553,302	27,864	1,804,896	
母子福祉資金貸付事業費					
合計	11,382,114	9,570,732	55,728	1,864,652	

(2) 歳出

(単位 円)

科 目	予算令連額	支出済額	予算残額	摘要
(一般会計) 管理費	1,566,160	1,305,452	260,708	
福祉施設費	19,907,170	15,966,943	3,940,227	

児童生活災害救助費	5,413,820	2,924,981	2,488,839
生活保護費	77,715,300	58,201,461	19,513,839
災害救助費	3,000	0	3,000
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	10,285,440	7,333,816	2,951,624
合計	114,890,890	85,732,653	29,158,237

2 主な業務の実施状況

(1) 生活保護の状況

説明	被保護世帯数	被保護人員数	保護費1人当り	左の内訳					生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	保護率
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他						
40年(772)	11,923	13,008	277	13,955	929	195	270	359	167	468	255	129	678	18.9
41年1月	11,923	13,008	277	13,955	929	195	270	359	167	468	255	129	678	18.9
12月6,945	17,308	19,117	500	17,757	420	232	501	214	114	167	104			

(注) (1) 保護率は40年12月のものである。

(2) () 書は月平均である。

(2) 身体障害者補装具交付及び整理の状況

期 間	区 分	申請受理件数	決定件数	扶助費
40年4月	身体障害者福祉法	98	95	624,046
	戦傷病者援護法	25	23	205,876
	児童福祉法	17	15	219,790
41年1月	合計	140	131	1,049,674

(3) 母子福祉資金貸付及び償還状況 (昭和41年1月末現在)

ア 貸付状況

地区別	新 借 分		継 続 貸 付	
	申 件 数	貸 付 金 額	申 件 数	金 額
郡 部	49	1,508,000	36	905,000
米 子 市	108	3,552,000	78	1,835,000
境 港 市	24	725,000	21	582,000
合 計	181	5,785,000	135	3,322,000

イ 償還状況

年度	地区別	現 年 度 分		過 年 度 分		現 年 度 末 迄 平均収入率
		調定額	収入済額	調定額	収入済額	
40	郡 部	1,468,447	1,268,025	148,248	104,962	84.9%
	米子市	1,481,504	1,122,708	422,156	145,278	70.8%
	境港市	448,718	349,995	152,649	106,095	34.4%
合計	3,398,669	2,740,726	723,053	356,335	69.5%	
39	合計	3,250,081	2,493,327	566,466	178,444	49.3%

(4) 児童福祉費負担金徴収状況 (昭和41年1月末現在)

年度	現 年 度 分		過 年 度 分		現 年 度 末 迄 平均収入率
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	
40	1,266,857	1,126,693	469,192	102,630	70.8%
39	1,210,230	994,450	523,928	161,250	66.6%

(5) 福祉生業学資金貸付金償還状況 (昭和41年1月末現在)

年度	現 年 度 分		過 年 度 分		現 年 度 末 迄 平均収入率		
	調定額	収入済額	調定額	収入済額			
40	39,401	26,095	66.2%	180,660	32,774	18.1%	26.7%
39	44,885	27,259	60.7%	170,136	35,060	20.6%	29.0%

3 留意事項

(1) 児童福祉費負担金及び福祉生業学資金貸付金元利収入に調定があった。的確な事務処理に留意された。

なお、福祉生業学資金返還原簿の記録整理が不十分であることについては、前年度においても指摘したところであるが、前記調定はこれにより起因しているので、返還原簿は明確に記録整理されたい。

(2) 各歳入金で納期限までに納入されないものについては、再三督促されているが、債権管理事務取扱規則の規定に基づくものは行なわれていない。所定の督促も行ない、所定の督促にかかるものについては、所定の延滞金の徴収手続きをとらねたい (児童福祉費負担金)。

(3) 各歳入金の収納促進については、かねてから努力されているところであるが、当年度監査時現在で児童福祉費負担金を27,864円の不納欠損処分しており、また、過年度調定にかかる未収額は累積している。未収金の収納整理については、なお一層努力されたい。

(4) 母子福祉資金の償還方法については、現在では年賦又は半年賦を原則として貸付されているが、過年度において貸付されたものは、月賦償還の方法によっているものが相当件数あり、このうちには社会経済の進展に伴い現在では僅少な償還額となっているものがある。

これらについては半年賦又は年賦償還の方法へ変更するよう借受者を強力に指導し、事務の効率化を図りたい。

(5) 老人福祉法に基づく措置費委託料の支払いにあたり、受託老人ホームからの請求内容に違算があるにもかかわらず、そのまま支払っている事例があった。

請求内容の審査は一層厳にされたい。

(6) 身体障害者に対する補装具の交付または修理にあたり、申請書を受理してから交付するまでに相当の日時を要しているものがある、とくに、前年度6月～12月に申請を受理したものに付き、予算に制約を受けける関係もあってか、当年度に持ち越しして交付しているものがある。さらに、計画的な予算執行に配慮するとともに、すみやかに交付するようにされたい。

(7) 児童福祉法に基づく助産施設への入退所の措置については、同法および関係法令のほか、昭和40年3月29日発第146号「児童福祉法による助産施設の運用について」により処理しているが、この事務処理をみると、なかには措置決定通知書の入所年月日と受託施設長から提出された入所報告書ならびに措置解除意見書に記入している入所年月日が相違しているものがあった。的確な事務処理をされたい。

(8) 生活保護世帯等に対し夏季ならびに年末に支給する見舞品を随意契約の方法によって購入していたが、他の福祉事務所と比較して高い単価で購入しているように見受けられた。相当大量の購入でもあり、このような場合は努めて競争入札の方法によることが望ましい。なお、これが配布にあたって米子市ならびに境港市管内分は、それぞれ一括市に交付していたが、監査時現在市から受領証を徴していなかった。受領

証を徴し授受を明らかにしておきたい。

(9) 物品の購入事務をみると、ほとんど随意契約によっているが、この契約にあたり、県会計規則第136条の知事が別に定める場合に該当しないと思われるもので、見積書を徴していないもの、ならびに2人以上から見積書を徴していないものがある。なるべく徴するようにされたい。

4 所の運営について

所の所管事務は社会福祉事業法のほか、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法等多岐にわたり社会福祉主事の担当世帯数も基準をかなり超過している。この職員の不足を補うため、また、老人、身障者、精神者の施設入所、保護世帯内轉入の入院、物資配給等のためには機動力(四輪自動車)の設置が緊要と認められ、また、他事務所と異なり権限委任による災害救助の事務も行なっていることと併せて特にこれが実現方に配慮されるよう要望する。

中部福祉事務所 昭和41年2月23日 監査
 監査委員 兵 田 庄 二
 同 中 由 玉 平
 同 新 見 三 郎
 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(1) 歳入		(単位 円)	
科 目	規定額	収入済額	不欠損額
(一般会計) 児童福祉費負担金	566,070	484,350	81,720
福祉社生利費収入	15,350	13,090	2,260
雑収入	261,262	141,366	119,896
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	2,644,561	2,267,778	376,783
合 計	3,487,243	2,906,584	580,659

(2) 歳出

(単位 円)	
科 目	要 要
(一般会計) 福祉社管理費	981,256
福祉社管理費	14,107,733
児童福祉社管理費	7,155,533
生活保護費	62,591,500
災害救助費	3,000
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	6,097,000
合 計	90,936,022

2 主な業務の実施状況
 (1) 生活保護の状況

期間	被保護者数	被保護者数	左 の 内						その他	保護率
			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	保護率		
40年(600) 4~12月	1,525,471	10,232	13,717,380	145,603	322,213	16,091	139	17,653	20.0	
41年1月	1,504,137	94,241	5,889,467	1,310,431	3,699,920	54,820	244	158,877		

(注) (1) 保護率は40年12月のものである。

(2) () 書は月平均である。

(2) 身体障害者補装具交付及び修理の状況

期 間	区 分	申請受理件数	決定件数	扶助費
40年4月	身障者福祉法	101	83	598,695
	戦傷病者優遇法	19	18	133,880
	児童福祉法	16	12	162,050
41年1月	合 計	136	113	894,625

(3) 母子福祉資金貸付及び償還状況 (昭和41年1月現在)
 ア 貸付状況

地区別	新 規		分 付		総 貸 付	
	申 請 件 数	貸 付 金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
郡 部	48	1,380,000	41	1,218,000	62	1,230,000
市 会	33	1,726,000	35	1,564,000	43	954,000
合 計	86	3,106,000	76	2,782,000	105	2,184,000

4 償還状況

年度	地区別	現年度		過年度		現過年度平均収入率
		現年度収入率	過年度収入率	現年度収入率	過年度収入率	
40	郡部	1,485,123	1,340,724	90.3	4,400	0
	香吉市	1,078,389	896,581	83.1	62,669	28.7
合計		2,563,512	2,237,305	87.5	67,069	26.8
39	合計	2,253,625	1,887,339	83.7	76,042	9,506
						12.5
						81.4

(4) 児童福祉費負担金徴収状況 (昭和41年1月末現在)

年度	現年度		過年度		現過年度平均収入率
	現年度収入率	過年度収入率	現年度収入率	過年度収入率	
40	540,710	474,400	87.7	25,360	39.2
					85.6
39	660,496	550,206	83.3	10,703	4,305
					40.2
					82.6

(5) 福祉生児学資金貸付金償還状況 (昭和41年1月現在)

年度	現年度		過年度		現過年度平均収入率
	現年度収入率	過年度収入率	現年度収入率	過年度収入率	
40	15,350	13,090	85.3		
					85.3
39	19,790	16,330	82.5	2,280	2,280
					100
					84.3

3 留意事項

(1) 児童福祉費負担金に照額定があった。的確な事務処理に留意された

東郷福祉事務所

昭和41年4月5日 監査

監査委員 田 庄 二 平
同 族 田 玉 修
同 中 田 三 郎
同 新 見 啓 三 郎
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	現年度収入	過年度収入	未収入額	摘要
(一般会計) 物品売却収入	8,950	-	8,950	
児童福祉費負担金収入	1,827,707	1,061,960	765,747	
児童福祉費奨励金収入	289,215	86,100	203,115	
雑収入	319,431	148,672	170,759	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	3,630,870	2,456,509	1,174,361	
合計	6,076,171	3,753,241	2,322,936	

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算令連額	支出済額	予算残額	摘要
(一般会計) 総務管理費	608,888	402,360	206,528	
児童福祉費	16,610,804	13,278,556	3,332,248	
児童福祉費	10,196,504	7,076,934	3,119,570	
児童福祉費	106,505,800	85,712,619	20,793,181	
児童福祉費	3,000	-	3,000	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	9,191,000	7,147,294	2,043,706	
合計	145,115,996	113,617,763	29,498,233	

2 主な業務の実施状況

(1) 生活保護の状況

期 間	被保護世帯数	被保護人員数	保 護 費							保 護 費 率
			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	合計	率	
40年11月1日～12月31日	117	596,725	44,663,944	197,202,778	6,663,110	191,009	20,920	209,000	20.9	
40年4～12月	124,383	570,526	50,975,496	174,819,007	859,895	289,719,034				

(注) (1) 保護率は40年12月のものである。

(2) () 書は月平均である。

(2) 身体障害者補装具交付及び修理状況

期 間	区 分	決 定 件 数	扶 助 費
40年4～12月	身体障害者福祉法	68	546,996
	戦傷病者補償法	42	259,060
合計		110	806,056

(3) 母子福祉資金貸付及び償還状況 (昭和41年1月末現在)

ア 貸付状況

地区別	新 規		分 付		健 康 貸 付	
	申 請 件 数	貸 付 金 額	貸 付 件 数	貸 付 金 額	貸 付 件 数	貸 付 金 額
郡 部	65	1,893,000	49	1,390,000	194	1,854,000
香 吉 市	100	2,610,000	82	2,162,000	145	1,617,000
合 計	165	4,503,000	131	3,552,000	339	3,471,000

い。

(2) 各歳入金で納期限までに納入されないものについては、再三督促されているが、債権管理事務取扱規則の規定に基づくものは、41年2月現在における未納分について一括して行なわれていたのみであった。所定の時期に正規の督促をするようにされた。

なお、児童福祉費負担金の徴収については、西郷福祉事務所に述べたとおりである。

(3) 各歳入金の収納率は三郷福祉事務所中最高であるが、未収金の収納整理については、なお一層努力されたい。

(4) 身体障害者に対する補装具の交付、または修理の状況をみると、西郷福祉事務所と同様前年度1月に申請書を受理したものを当年度に持ち越して交付している事例がある。計画的な予算の執行をはかることにも、すみやかに交付しよう一層の配慮を望む。

(5) 児童福祉法に基づき助産施設への入退所措置の事務処理については、西郷福祉事務所でも措置決定通知書の入所年月日と受託施設長から提出された入所報告書、および措置解除意見書に記入された入所年月日が相違しているもの、ならびに措置解除通知書の退所年月日と退所報告書の實際退所した年月日が相違しているものがあつた。的確な事務処理をされたい。

4 所の運営について
四輪自動車の配備については、西郷福祉事務所の項で述べたとおりである。

4 償還状況

年度	地区別	現年度		過年度		現過年度 平均収入率
		現年度 収入額	収入率	過年度 収入額	収入率	
40	郡部	1,595,813	74.9%	305,378	68.48%	66.4%
	鳥取市	1,465,333	75.2%	246,392	86,345	35.0%
	合計	3,061,146	75.0%	551,770	153,732	28.1%
39	合計	2,875,707	80.4%	439,278	165,662	37.7%

(4) 児童福祉費負担金徴収状況 (昭和41年1月末現在)

年度	現年度		過年度		現過年度 平均収入率
	現年度 収入額	収入率	過年度 収入額	収入率	
40	1,324,780	72.8%	502,927	96,810	19.2%
39	1,478,730	83.6%	331,133	57,466	17.4%

(5) 福祉生児学資金貸付金償還状況 (昭和41年1月末現在)

年度	現年度		過年度		現過年度 平均収入率	
	現年度 収入額	収入率	過年度 収入額	収入率		
40	114,838	69.13%	40.2%	174,365	16,970	9.7%
39	184,766	53.92%	29.2%	153,183	4,880	3.1%

3 留意事項

- (1) 児童福祉費負担金に徴収定があった。的確な事務処理に留意された。
- (2) 母子福祉資金償還金の過年度分において、貸付台帳では未納となっ

ているもので、過年度測定にもれているものがあつた。債権管理に遺憾のないようされたい。

- (3) 各歳入金の収納促進については、かねてから努力されているところであるが、過年度測定にかかる未収額は累積しているため、未収金の収納整理については、所定の時期に督促を行なう等、なお一層努力されたい。
- (4) 児童福祉費負担金の延滞金の徴収をすること並びに、母子福祉資金の償還について、月賦償還を半年賦又は年賦償還の方法に変更し、事務の効率化を図ることについては、西部福祉事務所で述べたとおりであるので留意されたい。
- (5) 身体障害者福祉法に基づいて更生館に収養委託するにあたり、身体障害者更生相談所長の判定事務が事後になっている事例があつた。留意されたい。
- (6) 身体障害者の補装具交付事務にあたり、世帯状況等の調査が遅れているものがあつた。また、補装具の製作を業者に委託するにあつて委託契約を締結していないもの、契約内容の一部である委託報酬の額が適当でないもの、委託業者からのあやまった請求をそのまま支払している事例があつた。適正な事務処理に一層留意されたい。
- (7) 児童福祉法に基づき児童施設への入退所措置の事務処理について、他の福祉事務所においても述べたが、当所においても、措置決定通知書の入所年月日ならびに措置解除通知書の退所年月日と町村長が措置費委託料請求の際に添付する明細書の入退所年月日が相違しているもの、措置決定通知書と措置解除通知書の日付が前後しているものがあつた。なお、措置解除通知書は年度中途からとりやめていたが、正規

(2) 歳出

科	目	予算全連額	支出済額	予算残額
総務	費	7,999,446	6,463,146	1,536,300

2 研修実績 (昭和41年1月末現在)

区分	一部(新規)		二部(初級)		三部(中級)		四部(進級)		五部(専門)		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員		
県	2	106	5	285	1	(480)	8	160	(7)	(387)	(18)	(867)
市町村	3	85	5	230	1	36	10	195	4	90	22	742
計	5	191	10	515	13	566	18	355	13	619	59	2,246

3 留意事項

- (1) 経理出納事務について
 ㄏ 不用品を先知処分していたが、見積書を徹さず、なお、収入圖書を調整していかないものがあつた。適正な事務処理をされたい。
- (2) 図書管理について
 ㄏ 研修用として備え付けた図書のうち、帳簿と照合して紛失の判明した51冊について、昭和41年2月5日知事あて紛失報告をしていたが、常時における図書の出納管理を一層徹底し、紛失防止に格別の配慮を望む。

(単位 円)

の事務処理をされたい。

- (8) 生活保護世帯等に対する夏季ならびに年末の児童品を競争入札により購入支給していたが、競争入札にあたり予定価格を作成していかないものがあり、また出納員の名簿で定めているものがあつた。正規の事務処理をされたい。なお、鳥取市管内分は一括市に交付していたが、この受領証を徹し授受を明確にしておかれたい。

4 所の運営について

四輪自動車の配備については西部福祉事務所の項で述べたとおりである。

自治研修所

昭和41年4月11日監査

監査委員 浜田 庄二
 同 中田 玉平
 同 新見 修

1 予算の執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(単位 円)

科	目	測定済額	収入済額	収入未済額
自治研修所	運営費	1,468,000	1,395,100	72,900
	雑収入	448	448	0
合計		1,468,448	1,395,548	72,900

備しているところで、これが早期実現方について重ねて要望する。
なお、専任の講師、とくに行政法規担当の専任講師の配属についても当局の検討を要す。

(2) 専門的技術及び特定の事項について行なう研修(第5部研修)として土木技術職員については、従来から実施しているが、県の出先機関及び市町村に配属されている保健婦、栄養士等、技術職員について公務員としての共通した基礎研修の実施についても検討を要する。

岩井長者 寮

昭和41年4月12日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修 彦
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況(昭和41年1月31日現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	調定済額	収入済額	収入未済額
岩井長者寮使用料	2,154,731	2,148,931	5,800

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算令達額	支出済額	予算残額
総務管理費	125,000	81,568	41,432
社 公・福 祉 費	8,345,700	6,467,258	1,878,442
合 計	8,468,700	6,548,826	1,919,874

2 収容状況

性別	定員	40年3月 入 居		41年1月 入 居		年 令 別		
		未現在	入 居	未現在	入 居	59~69	70~79	80~89
男		13	18	11	20	5	13	2
女		17	14	11	20	4	11	5
計	50	30	32	22	40	9	24	7

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 前年度から引き続き入寮している者の当年度使用料の減免申請は年度当初にされていたが、これに対する主管課の決定通知(昭和40年11月17日受厚第79号で通知)が遅れたために寮における使用料徴収事務処理にそそをきたしていた。つとめて年度当初に決定するようにされたい。

イ 入寮者が寮長の承認を得て外泊等により給食を受けなかった期間が、引き続き5日を超える場合も日目からの附料は既納使用料から控除し、還付することとしているが、この還付手続きのもれになっているものがあつた。また夫婦で入寮している者が揃つて外泊した場合の外泊承認書および外泊承認簿の記録が不明確のもの、入寮者名簿を調整しているが、この入退寮年月日と入退寮届出書および入寮者台帳の入退寮年月日が相違しているもの、入寮届および誓約書を徴していないものがあつた。一層的な事務処理をされたい。

4 寮の運営について

2 児童の収容状況

区 分	収容定員	前年度末現在	入 居	退 居	41.1.31現在
盲 児	30	25	3	1	27
盲 ろうあ児	78	66	7	4	69
計	108	91	10	5	96

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 盲学校寄宿舎に入寮して当学園の給食を受けていた生徒の給食代金の過年度未収金15,887円については監査時現在5,079円を欠損処分し、残額3,004円が未納となつていた。この滞納整理について努力されたい。

イ 弁償金(職員の食事代金)の調定収入にあたり、日計表の給食数と調定収入した給食数に不適合を生じているものがあつた。一層的な事務処理をされたい。

4 施設の整備について

収容児童の特殊性からして自動火災報知機、盲部静養室ならびに将来あんま師等知事免許取得に必要な知識を得るため学習に特別熱心な者が多いので、盲部学習室等施設の整備に配慮されるよう望む。

保育専門学院

昭和41年4月27日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修 彦
同 竹 の 家 啓 三 郎

入寮者の定員は50名であるが、41年1月末現在員は前記のとおり40名、40年4月~41年1月の月末平均入寮者数は35.5人にしか過ぎず、この点が寮運営のあい路となっている。
寮のPRについてはかなり努力されているようであるが、折角の施設であるので過激的な手法も講じ、さらにあらゆる機会をとらえて広報活動をされるよう望む。

積善学園

昭和41年4月13日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修 彦

1 予算の執行状況(昭和41年1月31日現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
弁 償 金	313,703	302,895	7,804	3,004

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算令達額	支出済額	予算残額
児童福祉総務費	14,564,000	12,726,663	1,837,337
盲ろうあ児施設費	10,847,000	5,975,353	4,871,647
合 計	25,411,000	18,702,016	6,708,984

1 予算の執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(単位 円)

科 目	予算令連額	支出済額	予算残額
総務管理費	8,000	0	8,000
児童福祉費	7,774,000	6,331,544	1,442,456
合 計	7,782,000	6,331,544	1,450,456

2 学生の状況

定 員	在 学 生	
	1学年 (第10回生)	2学年 (第9回生)
100人	50人	50人
計	計	計
100人	100人	100人

3 留意事項

- 経理出納事務について
所得税法第190条の規定に基づき年末調整にあたり、本人から現金徴収した不足税額を繰入歳出外現金扱いとすることなく、これを他の職員に対する還付金の一部に充てていたため、繰入歳出外現金の収入支出等一連の事務処理に不合理の点を生じていた。正規の事務処理をされたい。
- 行政財産の使用許可について
講堂等行政財産を日又は時間を単位として使用させている事例があったが、これについての許可手続きのなされていなかったものがあり、行政財産使用許可簿も調整していなかった。使用料免除のものであっても正規のとおり事務処理をされたい。

4 組織運営について

本学院の教科担当専任職員は僅か2名に過ぎず、その大部分を鳥取大学に依存する非常勤講師によって補われているのは余りにも変則的である。前にも指摘しているように、少くとも授業実施の主要科目である心理学系統の専任職員の配置方を要請する。

- その他
特別教育設置の必要性等については毎年の監査報告で述べたとおりである。

付 来 察

昭和41年5月2日監査

監査委員 中 田 玉 平
同 新 見 修 三
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況 (昭和41年1月31日現在)

(単位 円)

科 目	固定済額	収入済額	収入未済額
弁 償 金	1,956,129	1,956,129	0

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算令連額	支出済額	予算残額
社 公 福 祉 費	19,209,103	14,237,904	4,971,199
社 務 管 理 費	361,000	269,147	91,853
合 計	19,570,103	14,507,051	5,063,052

2 收容保護の状況

性別	定員	40年5月未現在	転入	転出	死亡	41年1月未現在			
						40~59	60~69	70~79	80以上
男	49	17	8	5	53	1	15	26	11
女	67	26	9	12	72	5	16	30	18
計	180	116	43	17	125	6	31	56	29

3 留意事項

- 各市福祉事務所からの收容委託により收容保護しているものに係る措置費については、鳥取市分を除き翌月に請求しているが、老人福祉法施行細則 (県規則) に規定されており、当月に請求し翌月精算するようにされたい。
- 前記措置費で納期限後相当期間経過してから納入されているものがあったが、納期限までに納入されないものについて債権管理事務取扱規則の規定に基づき督促を行ない早期収納に配慮されたい。
- 物品の購入は随意契約によっている場合が多いが、この随意契約にあたって、県会計規則第156条の知事が別に定める場合に該当しないと思われるもので、見積書を徴していないものがある。なるべく2人以上の者から見積書を徴するよう努められたい。

北九州事務所

昭和41年5月13日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修 三
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行について

当所の予算執行については、人件費を除く諸経費の常時資金前渡を受けて事業を実施しており、昭和40年度の出納状況は次表のとおりである。

科 目	資金前渡受領額	支出額	残 額	備 考
科 外事務所費	2,240,000	2,239,963	57	残額は41.4.27返納済

2 主な業務の実施状況

(1) 青果物のあつげ状況

区 分	38年度	39年度	40年度	41年度
果 物	(なし外) 5品目 577,224	(なし外) 6品目 731,966	(なし外) 4品目 787,365	(なし外) 5品目 787,365
野 菜	(なし外) 8品目 26,251	(なし外) 5品目 13,970	(なし外) 3品目 5,638	(なし外) 3品目 5,638
計	703,475	745,936	793,003	793,003
伸長率	100	106	113	113

(2) 物産展開催状況

区 分	日 数	場 所	売上額
山陰の物産と観光展	69日	長門市民センター 長門市民センター 外 10店	1,967

(3) 商議による商工物産あつげ状況

区 分	39年度	40年度
玩 具 外	引成立 15件 15件	引成立 49件 40件
計	15件	40件

(4) 観光展開催状況

区分	日数	会場	所	観覧人員	案内
西日本の旅展	114日	小倉スチーパインビル	759,243人	1,152件	2,803人

(5) 観光相談案内状況
紹介件数 193 成立件数 81 成立人員 747

3 留意事項
(1) 常時前遊資金で物品を購入しているが、物品の管理にあたり、物品取扱主任の任命がなく、従って物品整理簿及び職員別備品貸与簿の備え付けもなかった。物品事務取扱規則の定めるところにより、物品取扱主任を任命するとともに関係帳簿を整備して管理責任を明確にされたい。

整 股 学 園
昭和41年5月18日監査
監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 三郎
同 竹 の 家 啓 三郎

1 予算の執行状況(昭和41年3月31日現在)
(1) 歳 入 (単位円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及手数料	29,277,511	21,495,443	7,782,068
財 産 収 入	6,000	6,000	0
諸 収 入	527,815	481,550	46,265
合 計	29,811,326	21,983,003	7,828,323

(2) 歳 出 (単位円)

科 目	日 目	予算合連額	支出済額	予算残額
総務管理費		243,730	243,730	0
児童福祉費		60,744,172	57,155,089	3,589,083
合 計		60,987,902	57,398,819	3,589,083

2 肢体不自由児の収容状況
(1) 入退園の状況

定 員	前年度未現在	40 年 度		当年度未現在
		入 園	退 園	
150	149	42	41	150

(2) 収容児童病類表

C. P. 性	アトピー性	その他	水痘	その他のトビ性疾患	骨関節結核	火傷(軽微)	外傷	先天性股関節脱臼	先天性内反足	先天性反関節	その他の先天性疾患	骨折	骨形成不全症	ヘルペス氏病	胎児軟骨化骨障害	四肢切断	計

3 留意事項
(1) 経理出納事務について
ア 入院児童の機能訓練に伴う診療報酬は、理事長からの句報により入院患者料金計算カードに記録し他の診療報酬とともに請求している

4 運営について
定員150床が常に満床である。この内C.P児は78名で52%を占め、なお増加の傾向にある。これは全国的なものであってこの事実が医療、看護、生活指導等本施設の運営に大きな影響を及ぼすところとなつていゝる。これに対処するため少なくとも次の諸点の速かなる整備が望まれる。

- (1) 欠員医師の補充
- (2) 機動力の整備……ワゴン型自動車1台

喜 多 原 学 園
昭和41年5月19日監査
監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 三郎
同 竹 の 家 啓 三郎

1 予算の執行状況(昭和41年3月31日現在)
(1) 歳 入 (単位円)

科 目	予算合連額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
物品売払収入	0	1,250	1,250	0
弁 償 金	50,000	149,568	136,687	12,881
合 計	50,000	150,818	137,937	12,881

(2) 歳 出 (単位円)

科 目	予算合連額	支出済額	予算残額
総務管理費	199,578	122,675	76,903
児童福祉費	25,821,197	20,652,339	5,168,858
合 計	26,020,775	20,775,014	5,245,761

2 施設の状態
当学園は、英徳学校(米子市東福原)の施設の老朽化等に伴つて、昭和38年度から3カ年計画で西伯郡伯仙町字喜多原の敷地約44,290㎡に建物17棟、延約3,518㎡(本館1棟、講堂兼体育館1棟、厨房1棟、家合8棟、その他6棟)の新施設を総事業費119,115千余円で建設するとともに、喜多原学園と改称したものである。収容定員は、旧施設の88人から40年度は100人、41年度は128人と増加した。
なお、新施設へは40年12月に移転を行なっていた。

(1) 収容児童の年齢別状況(昭和40年2月28日現在)

性別	年 令									計
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
男	3	3	0	4	10	18	12	9	0	59
女	0	0	1	0	1	1	3	6	3	15
合 計	3	3	1	4	11	19	15	15	3	74

(2) 収容児童の入所理由別状況(昭和40年2月28日現在)

性別	不興行為										計
	窃盗	出校	学級暴行	悪戯	放火	不交際	不交際	不交際	不交際	不交際	
男	50	1	3	2	1	2	0	2	0	0	59
女	9	1	40	0	0	0	0	0	0	0	15
合 計	59	2	43	2	1	2	0	2	0	0	74

3 留意事項

(1) 給食用物品のうち購入後貯蔵することなく直ちに消費するものの購入は、物品購入回書により毎日処理しているが、41年1月20日総務部長、出納長連名で通知された「給食用物品事務取扱要領」によると、41年1月20日以降は、業者の納品書等によって一週間分をとりまとめ処理することになっている。また、かい長は同取扱要領第7条に基づいて受払状況を毎月末に検査することになっているにもかかわらず実施していなかった。物品の管理の適正を期するため、今後は前期取扱要領に基づいて処理するようにされたい。

4 運営について
当学園には農場がない。これは入所児童の行動性格の異状を改善して社会復帰させることを目的とした児童福祉施設に不可欠の施設である。立地条件を勘案して適当な農耕地を確保するよう要望する。

1 予算の執行状況 (昭和41年4月30日現在)

身体障害者更生指導所
昭和三十九年5月23日 監査
身体障害者更生相談所
精神薄弱者更生相談所
監査委員 浜田 田庄 二平
同 中 田 玉
同 新 見 三郎
同 竹 の 家 啓 三郎

(1) 歳入 (単位 円)

科目	予算合連額	割定額	収入済額	収入未済額
弁償金	47,000	0	0	0
生産物完払収入	1,850,000	1,555,098	1,515,084	334,916
合 計	1,897,000	1,555,098	1,515,084	381,916

(2) 歳出 (単位 円)

科目	目	予算合連額	支出済額	残 額
総務管理費		267,666	267,666	0
社会福祉費		16,325,444	15,926,114	399,330
合 計		16,593,110	16,193,780	399,330

2 身体障害者更生指導所入所生の状況 (単位人)

訓練科目	入所生(人)	修了生の内訳			計
		修了済	期間満了のため退所	他家等へ転入	
ラジオ・テレビ科	6	4	4	2	2
孔版科	5	1	1	3	3
版科	9	6	1	3	3
洋裁科	7	3	3	1	1
編物科	15	11	4	2	2
機械科	15	11	1	3	3
合 計	42	25	15	17	17

3 身体障害者更生相談所判定件数

障害名	区分	心理	職能	医療	補装具	その他	計	相談人員
視覚障害		6	6	366	57	6	441	323
聴覚又は平衡機能障害		12	12	395	267	12	698	898
肢体不自由		81	81	478	411	82	1,133	336
その他		1	1	1		1	3	1
合 計		100	100	1,239	735	101	2,275	1,844

4 精神薄弱者更生相談所判定件数

区分	分	医学	心理	その他	計	相談人員
所 内		58	117	6	181	149
所 外		206	297	0	503	260
合 計		264	414	6	684	409

5 留意事項

- 生産物品処分回書に記載しているテレビ、ラジオ等の整理代金の算定価格内訳をみると、光熱費を計上している場合と計上していない場合があるが、その理由の不明確なものがある。計上しない場合はその理由を明確に記載しておかれない。
- 38年度に生産売却したテレビを、買受人がその代金を支払わなかったため、当年度にその現物を引き上げていたが、物品として受け入れる等の事務処理がなされていなかったので善処されたい。
- 当所の訓練用及び生産用原材料等の物品の取扱は、管理係に置いてある物品取扱主任から購入後直ちに交付した事実として物品整理簿で

は受入れと同時に全量を払出しされており、交付を受けた各訓練及び生産部門ごとの主任者において更にその出納を記録しているが、施設工場の主任者の出納記録は不明確であった。
前記の各主任者を物品取扱主任に任命して、物品の出納記録事務の重複を避けるとともに、訓練及び生産現場における物品の管理責任を明らかにするよう検討されたい。

根 雨 保 健 所

昭和三十九年6月2日 監査
監査委員 浜田 田庄 二平
同 中 田 玉
同 新 見 三郎
同 竹 の 家 啓 三郎

1 予算の執行状況 (昭和41年4月30日現在)

(1) 歳入 (単位 円)

科目	目	予算合連額	割定額	収入済額	収入未済額
分担金及負担金		35,000	4,397	4,397	0
使用料及手数料		1,000,000	1,135,391	1,095,368	41,023
雑 収 入		21,150	21,150	21,150	0
財 産 収 入		—	5,300	5,300	0
合 計		1,056,150	1,167,238	1,126,215	41,023

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算令連類	支出済額	不用額
総務	603,345	603,345	0
民生	5,950	5,950	0
衛生	23,441,538	23,441,538	0
合 計	24,050,833	24,050,833	0

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料) 735,400円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接種状況

定 期	定 区 分	対 象 人 員	受 診 人 員	受 診 率 %	ツ反応検査人員		BCG接種人員		事後検査人員
					検査人員	接種人員	接種人員	接種人員	
定 期	一 般 住 民	17,220	13,282	77.1	120	23	13,282	307	99
定 期	乳 幼 児	2,205	1,463	66.3	1,463	1,026		303	39
定 期	学 校 ・ 事 業 所 等	12,091	11,378	94.1	5,635	1,331	11,316	610	138
定 期	計	31,516	26,123	82.9	7,218	2,380	24,598	1,520	275
定 期	業 務 検 査 診 断 患 者 家 族 検 査 計	140	139	100.0			134	12	
定 期	管 理 検 診	330	271	81.4				271	
定 期	計	726	575	79.2			316	288	
定 期	外	1,196	985	82.4			450	571	
定 期	計						2,756	233	

(2) 精神障害者措置状況

区 分	125条申請数	127条指定受診者数	129条措置受診者数	措置入院人数	その他入院人数	年度末入院人数	通院回数	在宅療養者数
件数	19	19	14	14	8	81	12	53

(3) 保健師家庭訪問活動状況

目的	結核 (注) 伝染病	乳幼児	未婚児	妊婦	母性	その他	計
訪問延数	551	67	119	57	4	52	1,128
計							1,978

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

施設数	食 品		環 境	
	監視回数	指導回数	監視回数	監視回数
271	679	315	32	28
			147	330
				275

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	知 留 犬 の 処 理		
		捕獲頭数	返還頭数	処分頭数
1,051	1,847	35	3	32

(6) 試験検査実施状況

寄生虫	尿		血		液		その他		計
	保菌	精血	梅毒	赤沈	その	他	検体培養	顕微鏡	
310	1,902	8,714	513	1,313	160	342	407	42	230
									275
									102
									38
									6,576

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

ア 町村住民の結核健康診断の使用料及び手数料を一部町村の予算が不足したため、当年度に調定せず、翌年度に調定収入するようにしていたものがあつた。町村に補正予算計上を要請する等適正な事務処理をされたい。

イ 使用料及び手数料で納期限までに納付されないものについて、9月および12月の2回、そのとき現在未納となつていているものに対し督促を発行していたが、債権管理規則に定めるとおり正規の時期に督促するようにされた。なお、延滞金の徴収手続をしていなかったが、徴収手続を行なわれたい。

(2) 当所の敷地について
当所の敷地は地元町有であったものを町議会で県に寄附しよう、かつて決議されたものであるが、その後現在まで県有に移転登記もされず、また成文化した貸借契約も締結されていない。権利関係を明確にし、使用管理に万全を期しよう努められたい。

米 子 保 健 所 昭和41年6月3日 監 査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算の執行状況 (昭和41年4月30日現在)

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	予算令連類	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額
分担金及費担金	310,000	405,215	375,198	30,017
使用料及手数料	7,263,000	7,784,461	7,584,805	199,656
歳 入 計	227,950	227,950	227,950	0
合 計	7,800,950	8,417,626	8,187,953	229,673

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算令連類	支 出 済 額	不 用 額
総 務	599,300	599,300	0
民 生	64,500	55,425	9,075
衛 生	59,702,751	58,939,432	763,319
土 木	8,000	7,720	280
教 育	21,600	20,100	1,500
合 計	40,396,151	59,621,977	774,174

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料) 7,423,980円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接種状況

定 期	定 区 分	対 象 人 員	受 診 人 員	受 診 率 %	ツ反応検査人員		BCG接種人員		事後検査人員
					検査人員	接種人員	接種人員	接種人員	
定 期	一 般 住 民	91,019	34,464	37.8	5,659	2,918	30,167	1,701	142
定 期	学 校 ・ 事 業 所 等	98,249	89,515	91.1	42,873	9,422	80,230	2,099	166
定 期	計	189,268	123,979	65.5	48,532	12,340	110,397	3,800	308

定業態	6,728	5,689	84.5	5,488	231
管理棟診	955	918	96.1		911
患者家族検査	5,190	3,571	68.8	177	1,901
計	12,873	10,178	79.1	177	7,389
法によらないもの	30,348	894		124,291,454	968

(2) 精神障害者措置状況

区分	法23条申請数	法29条該当者	年度未入院数	通院医療承認者	在宅患者
件数	56	35	110	108	64

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核	伝染病	その他	乳幼児	未熟児	妊娠婦	家医	その他	計
訪問延数	1,751	274	113	194	242	147	66	430	3,217

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

施設数	監視回数	実回数	指導回数	在に對する施設数	監視回数	監視回数	実回数
	8,392	5,301	6,124	363	363	1,487	2,244

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防治射頭数	預留頭数	犬の処置頭数	処分頭数
4,432	6,578	782	91	693

(6) 試験検査実施状況

細菌学的検査	梅毒検査	結核検査	寄生虫検査	食品衛生検査	水質検査	臨床検査	計
4,616	8,654	143	21	4,799	95	1,042	15,787
13,559	4,616	8,654	143	21	4,799	95	1,042
48,714							

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

精神衛生費負担金の徴収にあたって措置入院患者の負担額の決定事務処理が遅れ、なかには5カ月分を一括調定している事例があった。負担金決定事務処理のしん速化に一層配意されたい。

衛生試験検査手数料の徴収にあたって、検査室に備え付けの検査台帳と調定補助簿の実施件数に不整合を生じているものがあった。的確な事務処理に一層配意されたい。

市町村住民の結核健康診断の使用料及び手数料の徴収については、前年度でも指摘したが、依然として年度末の2月頃に調定している。他の保健所はおおむね改善されているので間接撮影、精密検査の各集団業務終了毎にそれぞれすみやかに調定するようにされたい。

市町村からの委託による結核住民検査の実施にあたり、検査の周知徹底とその促進を図るため関係住民の呼び出し等の協力を婦人会に依頼し、賞金21,000円を支出していたが、この業務は本来市町村において行なうべきものであって、県が行なわなければならないのではないので、当該経費の支出は適当でない。

倉吉保健所

昭和41年6月7日 監査

監査委員 浜田庄二

同 中田玉平

同 新見修

同 竹の家啓三郎

1 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位 円)

科目	目	予算令連額	調定額	収入済額	収入未済額
分担金及負担金 使用料及手数料 財産収入 雑収入 計		323,000	270,150	270,150	0
		5,173,000	6,291,374	6,291,374	0
		-	1,200	1,200	0
		159,800	160,090	160,090	0
		5,655,800	6,722,814	6,722,814	0

(2) 歳出

(単位 円)

科目	目	予算令連額	支出済額	不用額
総務 民生 衛生 土木 衛生 教育 計		511,486	511,486	0
		69,500	69,455	45
		43,534,619	43,506,093	28,526
		5,000	2,885	115
		20,500	20,460	40
	44,139,105	44,110,579	28,726	

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料) 3,388,980円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接種状況

実施地区	時	対象人員	受診人員	受診率	BCG接種人員	結核健康診断人員	結核健康診断率
定一	一般住民	54,157	39,159	72.3	4,116	35,523	90.4
	学校、事業所等	45,362	44,219	97.5	11,253	38,411	99.1
計		99,519	83,378	83.8	15,370	73,934	89.5
定期	患者	4,284	4,014	93.7		4,014	100
	家族	871	792	90.9		782	88
計		2,990	1,517	50.7		1,111	51.2
計		8,145	6,323	77.6		5,125	62.3
法によらないもの						17,309	135

(2) 精神障害者措置状況

区分	保護申請	措置	年度未入院患者数	年度未在宅患者数	在宅患者数
件数	28	16	184	320	27

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	伝染病	結核	その他	乳幼児	家医	その他	計
訪問延数	15	2,793	14	127	331	50	3,382
							2,771

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

食品	環境
施設数	監視回数
1,421	2,230
監視回数	施設数
2,157	1,413
施設数	監視回数
2,157	1,649
施設数	監視回数
2,157	1,544

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	抑留犬の措置		
		捕獲頭数	返還頭数	処分頭数
3,279	5,482	447	35	412

(6) 試験検査実施状況

細菌血清検査 その他	結核菌 検査	性病 検査	臨床検査		水質 検査	食品 検査	計		
			尿	血液					
7,311	114	2,352	2,685	1,768	1,573	3,817	2,366	496	22,482

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 健康相談の使用料及び手数料収納にあたり、健康相談票と測定補助票の記入内容が不突合を生じているものがあった。一時的確に事務の処理をされたい。

イ 自転車3台および原動機付自転車等使用の見込みのない物品を不用の決定をしたいので売却処分していたが不用の決定をして処分されたい。

ウ 使用中の備品の管理については、物品取扱主任を命じた各係長、

及びレントゲン主任でそれぞれその分担業務に係るものの保管責任を負い、使用する職員に貸与しないこととしているが、使用中の備品については、使用職員が保管責任を有するものであるため、職員別備品貸与簿を整備し、その保管責任の所在を明確にされたい。

4 医師公會の設置について

保健所活動のうえで医師の担当する分野は極めて重要であるが、その確保は困難な状況にある。早期に公會を設置し保健所活動の円滑を図りたい。

鳥取保健所 昭和41年6月17日監査

監査委員 浜田 庄二
中田 玉平
新見 修
竹の家 啓三郎

1 予算の執行状況

(1) 歳入 (単位 円)

科目	予算分達額	実定額	収入済額	収入未済額
分担金及負担金	325,000	320,301	310,463	9,838
使用料及手数料	4,887,300	5,464,875	5,464,875	0
諸収入	157,150	181,666	181,666	0
財産収入	0	19,550	19,550	0
計	5,369,450	5,986,392	5,976,554	9,838

(2) 精神障害者措置状況

区分	法23条 申請数	法24条 措置数	入院数	その他の 入院数	年度末 在宅者数
件数	48	30	81	193	274

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核 その他 訪問数	妊娠婦 乳幼児 訪問数	家計 訪問数	その他 訪問数	計 訪問数			
訪問総数	2,808	23	157	704	105	276	4,051	4,014

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

施設数	食品		環境			
	法定回数	許可前指導回数	法定回数	実所回数		
6,337	30,142	540	3,518	11.7%	1,467	1,390

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	抑留犬の措置		
		捕獲引取頭数	返還頭数	処分頭数
2,627	4,157	691	50	641

(6) 試験検査実施状況

細菌学的検査 細内菌	結核菌 検査	臨床検査		水質 検査	下水 検査	食品 検査	計		
		尿	血液						
8,127	6,166	275	433	2,712	11,596	1,891	25	1,735	32,960

(2) 歳出 (単位 円)

科目	科目	予算分達額	支出済額	不 用 額
総務	費	804,275	804,275	0
民生	費	58,500	58,468	32
衛生	費	55,554,426	55,546,466	7,960
土木	費	8,000	7,992	8
教育	費	19,100	19,100	0
合計	計	56,444,301	56,436,301	8,000

(3) 収入証紙取扱額(食品衛生法に基づく手数料等各種許可手数料)

4,171,970円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接種状況

実施区分	対象人員	受診人員	受診率 %	B.C.G. 接種人員	問診 人員	結核 患者	その他 患者	
								検査人員
定期	一般住民	50,046	30,441	60.8	4,892	3,656	24,953	1,458
定期	学校、事業所等	60,935	48,159	79.0	32,290	6,895	46,256	1,419
定期	計	110,981	78,600	70.8	57,182	10,551	71,209	2,877
不定期	業態検査	3,010	3,006	100.0	0	3,006	0	213
不定期	患者家族検査	1,044	1,031	98.8	0	1,031	0	1,031
不定期	計	6,900	3,975	57.6	192	83	1,570	1,364
不定期	計	10,954	8,012	73.1	192	83	4,576	2,608
不定期	計	545	72	28,209	1,533			

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

ア 精神衛生費負担金の徴収については、米子保健所に述べたとおりで、当所も負担額の決定事務処理がかなり遅れているものがあった。すみやかに決定するようにされたい。なお、負担金の調定収入もれとなっているものがあったので善処されたい。

イ 市町村住民の結核健康診断の使用料及び手数料で調定もれとなっているものがあった。善処されたい。

ウ 保育所給食従事者の腸内細菌検査手数料の徴収にあたり、何ら根拠がないのに減額の取り扱いをしていることは適当でない。学校給食従事者との均衡上減額を適当とするものであれば、そのように取り扱いを定められたい。

エ 急性灰白髄炎予防対策として生ワクチンを管内の市町村に有償配布しているが、この代金の調定収入事務処理が遅れていた。適期に調定されたい。

オ 当所建物の一部を共生害虫予防協会等外部団体に使用許可しているが、この使用料の算定基礎をみると、同一建物を使用させているのに非木造建物として算定しているものと、木造建物として算定しているものがある。調整されたい。

カ 負担金、使用料及び手数料で、納期限までに納付されないものについて、11月および2月の2回、そのとき現在未納となっているものについて督促状を発行していたが、根拠保健所に述べたとおり正規の時期に督促するようにされたい。

キ 通勤手当の支給決定にあたって、通勤届の確認決定に係る所長決

収入計	94,000	121,948	121,948	0
支出計	2,724,000	2,071,125	2,071,125	0

(2) 歳出

科目	目	予算令連額	支出済額	不用額
民生衛生教育	民 費	202,984	202,984	0
	生 費	6,000	5,770	230
	衛 費	30,808,500	30,766,140	42,340
	生 費	1,000	875	125
	教 費	20,500	20,500	0
合 計		31,038,984	30,996,289	42,695

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許可手数料) 806,990円

2 主な業務の実施状況

(1) 結核健康診断予防接種状況

実施区分	対象人員	間接撮影人員	精密検診人員	受診率
定 期	31,135	19,572	1,684	62.8%
定 期	22,960	22,577	1,548	98.3%
定 期	54,095	42,149	3,232	77.9%
定 期	423	356	38	84.1%
定 期	637	—	535	84.0%
定 期	2,282	819	594	—
定 期	3,342	1,175	1,167	—

規を得ていなかった。留意されたい。

ク 放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給のうち、結核予防会の実績を以って果実録としているものがあった。また、結核患者指導業務従事職員並びに精神衛生鑑定医等の特殊勤務実績簿には、それに従事した時間を明確に記載するように留意されたい。

4 運営について

(1) 栄養実習室の増築について

39年度監査報告においても検討着地方を要望したところであるが、本施設は広く栄養改善指導の拠点として利用されており、殊に地域組織活動強化のため食生活改善推進員が養成されつつあって、他の保健所にみられない特色をもって栄養改善事業が進められているので、重ねて栄養実習室増築について検討されるよう望む。

郡 家 保 健 所

昭和41年6月22日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
中 田 玉 平
新 見 修 三郎
竹 の 家 啓 三郎

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

科 目	予算令連額	調 定 額	収入済額	収入未済額
分担金及負担金	158,000	76,052	76,052	0
使用料及手数料	2,472,000	1,873,125	1,873,125	0

(2) 精神障害者措置状況

区 分	申請又は通報	措置該当	措置入院数	同家入院	在宅患者措置
件 数	43	18	54	62	74

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目 的	結 核	伝染病	乳幼児	未婚児	母 性	その他	計
訪 問 延 数	2,296	34	93	23	63	184	2,693

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

施 設 数	品 種		場 所		実 施 所 数
	監視計画数	実施箇所数	施 設 数	監視計画数	
497	921	476	340	360	212

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	抑 留、犬 の 処 置			
		捕獲頭数	込 運 頭 数	処 分 頭 数	計
1,055	1,578	287	75	212	212

(6) 試験検査実施状況

種 類	学 校 的 検 査				臨 床 検 査				水 質 検 査	飲 食 品 類 的 検 査	計
	生 虫 類	血 清	結 核 菌	その他	生 検	糞 尿	血 液	検 査			
3,293	44	771	59	204	751	224	153	252	5,738		

3 留意事項

- (1) 経理出納事務等について
 ア 保育所給食従事者の県内細菌検査手数料の徴収については、鳥取保健所に述べたとおりである。なお、検査手数料で測定もれがあった。善処されたい。
 イ 納期限までに納付されない負担金、使用料及び手数料については正規の督促状を発行しているが、この督促にかかるものについては延滞金を全然測定していない。所定の徴収手続きを行なわれない。
 ウ 栄養指導車による巡回栄養指導の際の雇上げ助手について、賃金台帳が調製されていなかった。整備して明確を期すべしである。
 エ 自動車用燃料注油券の発行日付の前後しているもの、注油依頼にあたって伝票に注油量を記入しないため、注油控に注油量が不明で、検収不充分のものがある。適確に処理されたい。

鳥取県保健所 昭和41年6月22日監査
 監査委員 浜田庄二 中田玉平 新見修三
 竹の家 啓三郎

1 予算の執行状況

(1) 歳入

科目	予算合算額	調定額	収入済額	収入未済額
分担金及負担金	90,000	56,604	56,604	0
使用料及手数料	963,000	921,743	921,743	0
諸収入	39,950	52,060	52,060	0
合計	1,092,950	1,030,407	1,030,407	0

(2) 歳出

科目	予算合算額	支出済額	不用額
総務費	249,613	249,613	0
民生費	6,000	6,000	0
衛生費	24,094,491	24,039,471	55,020
合計	24,350,104	24,295,084	55,020

(3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許可手数料)
 571,770円

(1) 結核健康診断予防控種状況

実施区分	対象人員	受診人員	受診率%	ア反逆検査人員	BCC検査人員	問診検査人員	結核検査人員
定 一般住民	13,558	12,235	90.2	2,161	1,361	11,107	509
期 学校・事業所等	8,071	7,977	99.1	5,985	1,099	7,559	288
合計	21,629	20,232	93.5	8,146	2,460	18,666	797

(2) 精神障害者措置状況

区分	前年度	退院	申請受理	措置	措置	在籍	在宅患者
件数	16	3	9	8	21	46	

(3) 保健師家庭訪問活動状況

目的	結核	伝染病	成人病	乳幼児	未熟児	母性	性病	その他	計
訪問延数	359	190	5	51	46	41	12	1,177	1,861

(4) 食品及び環境衛生監視状況

食品	監視指導		許認可処理		監視指導	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数
許可	208	208	635	88	10	207
処理	443	739	105	13	92	

(5) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	接種頭数	返還頭数	処分頭数
443	739	105	13	92

(6) 試験検査実施状況

品名	結核菌	尿	血液型	血球	水	食品	食品	衛生虫	計
品数	3,911	746	698	35	1,091	148	294	317	7,392

3 留意事項

(1) 経理出納事務について
 ア 事業所等の結核健康診断の使用料及び手数料で測定もれとなっているものがあつた。実施人員を的確には握して測定もれのないようになされたい。
 イ 保育所給食従事者の県内細菌検査手数料の徴収については、鳥取保健所に述べたとおりである。善処されたい。
 ウ 結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償の支出と出席記録とに不整合しているものがあつた。留意されたい。
 各所共通事項
 以上各所別に述べたところであるが、なお、各所共通事項は次のとおりである。
 1. 使用料等の収納にあたり、繰入する科目の取り扱いが、下記のようにまちまちであるので統一した取り扱いをすることが適当である。
 ア 電気事業等のための土地の使用許可にかかる使用料ならびに建築物の一部を外郭団体に使用許可している場合この使用料を、使用料及び手数料 (行政財産使用料) 科目に収入している所と諸収入 (繰入科目) に収入している所がある。
 イ 原動機付自転車等不用品の売却処分金を財産収入 (物品売却収入) 科目に収入している所と諸収入 (繰入) 科目に収入している所

がある。
2. レントゲンフィルムの使用量は相当多額にのぼっているが、各所とも業者の競争に付することなく購入している。業者の競争に付し予算の効率的執行に配慮の要がある。

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 昭和41年5月16日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平
同 竹の家 啓三郎

今回、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、県が社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、昭和40年度に交付した下記補助金にかかる出納事務について監査を執行したところ、その状況は次のとおりである。

記

社会福祉協議会活動費補助金 724,000円
社会福祉事業補助金 300,000円
心配ごと相談所運営事業補助金 240,000円
地区組織育成強化事業補助金 567,000円
世帯更生資金補助金 15,000,000円
世帯更生運動推進事務費補助金 947,100円
合 計 17,778,100円

1 補助事業の実施状況

(1) 社会福祉協議会活動事業

事業内容

区 分	予 算 額	決 算 額	決 算 額	県 補 助 金	備 考
地域社会協成強化費	75,000	71,433	71,433	60,000	(県補助金は) 10% (県費)
福祉計画化促進事業費	79,900	79,306	79,306	60,000	
指導態勢強化事業費	38,300	33,610	33,610	30,000	
若仕活動促進事業費	54,400	54,168	54,168	45,000	
民生(児童)委員活動推進事業費	94,100	93,542	93,542	80,000	
連絡調整事業費	30,800	30,800	30,800	25,000	
合 計	371,700	371,417	371,417	300,000	

(2) 社会福祉事業
事業内容
社会福祉に関する住民の自主的活動の助長、育成を図るための地域社会福祉協議会育成強化事業外5事業を実施するものである。

経費の支出状況

指 導 費	29,800	29,791		
広報活動費	5,700	4,970		
関係団体費	10,000	10,000		
地区活動推進費	414,000	414,000		
合 計	577,000	569,163	567,000	

(5) 世帯更生資金貸付事業

本事業は、低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行なうことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進をはかり、安定した生活を営なましめることを目的として実施するもので、当年度事業の状況は次のとおりであった。

県補助金の状況

貸付資金として当年度も県から15,000,000円(うち国補助)の補助を受け、従来から交付を受けた県補助金の総額は85,500,000円となつている。

貸付の状況

当年度の貸付状況は次表のとおりである。なお、貸付決定したもののうち一部借り受けの辞退等があつて實際当年度に貸し付けた額は34,769,000円で、当年度末における貸付総額は129,140,639円となつている。

区分	借入申込		貸付決定		申込みに対する決定の比	
	実人員	金額	実人員	金額	実人員	金額
資金の種類						
更生資金	16,720人	108,700円	135人	14,502,000円	80.8%	72.1%

1 補助事業の実施状況
(1) 社会福祉協議会活動事業
事業内容

社会福祉協議会活動費補助金 724,000円
社会福祉事業補助金 300,000円
心配ごと相談所運営事業補助金 240,000円
地区組織育成強化事業補助金 567,000円
世帯更生資金補助金 15,000,000円
世帯更生運動推進事務費補助金 947,100円
合 計 17,778,100円

(3) 心配ごと相談所運営事業

事業内容

主として低所得者の生活上のあらゆる心配ごととの相談に応じ、適切な助言、指導を行ない、その福祉を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が設置する心配ごと相談所の運営費補助である。なお、市町村社会福祉協議会は、関係市町から県補助金と同額以上の補助金の交付を得て事業を実施するものである。

経費の支出状況

区 分	予 算 額	決 算 額	決 算 額	県 補 助 金
心配ごと相談所補助金	240,000	240,000	240,000	240,000

備考 (ア) 県補助金は県費¹⁰/₁₀である。

(イ) 県補助金は—社会福祉協議会に対し40,000円で倉吉市外5町社会福祉協議会分である。

(4) 地区組織育成強化事業

事業内容

社会福祉に関する地区組織育成強化するための指導員の中央研究会の参加及び地方研究会の開催外4事業を実施するものである。なお、この事業は、特別会計を設置して経理している。

経費の支出状況

区 分	予 算 額	決 算 額	県 補 助 金	備 考
研究会等派遣費	55,438	48,340		県補助金は国
地方研修費	62,062	62,062		庫引、県費%

身体障害者更生 資金	516,705,000	42	5,255,000	82.4	78.4
生活資金	22,500	2	22,000	100.0	97.8
住宅資金	119,102,891,000	97	8,122,000	81.5	78.9
学資金	43,152,500	42	1,488,000	97.7	97.7
養資金	91,529,746	85	4,414,000	93.4	83.4
災害援護資金	15,145,000	14	1,350,000	93.3	93.1
合 計	488,453,924,446	417	35,153,000	85.5	77.4

ウ 当年度の償還状況は次表のとおりで、償還率は前年度より5.9%
上昇している。なお、当年度未現在の元金の収入済額累計は47,691
,175円となっている。

区 分	償還計画額	収入済額	償 還 率	滞 納 額
現年度分	元金 13,200,498 利子 755,218 計 13,955,716	8,717,790 518,627 9,236,417	66.0 67.8 66.1	4,482,708 246,591 4,729,299
過年度分	元金 8,024,353 利子 713,644 計 8,738,007	4,596,765 297,953 4,894,718	57.3 41.8 56.0	3,427,598 415,691 3,843,289
合 計	元金 21,224,851 利子 1,478,862 計 22,703,723	13,314,555 816,580 14,131,135	(56.9) (62.7) (59.3)	7,910,304 662,282 8,572,588

(6) 世帯更生資金貸付事務
ア 事業の内容

60,000円を交付しているが、交付にあたって、各地区協議会における
事業実施計画のほかが不充分であり、また、事業終了後における実績
確認の方法も不充分であった。的確な事業の実施に留意の要がある。
(3) 世帯更生資金貸付金の償還状況は、前述したとおり、当年度の償還
率は62.2%で、前年度より5.9%上昇し、当年度未現在の償還延滞元
金をみても前年同期より若干減少し、滞納整理に努力のあとがうかが
われるが、なお、延滞額8,572,588円の収納促進について格別配慮の
要がある。
(4) 世帯更生資金貸付規程第21条によると市町村協議会は借付書と引き替
えに貸付金を交付するものとし、借付書は滞滞なく、県社協会員に送
付(分割交付または月決め交付による資金の貸付の場合には、貸付金
の交付を完了したとき貸付額を確定し、借付書に所要事項を記載した
うえ送付)することになっているが、この借付書の県社協への送付の
遅れているものがある。また、療養資金の貸付にあたって、当初の療
養見込額(貸付決定額)より少額で貸付を終了したときは、その貸付
額を借付書に記載し差額はすみやかに県社協に返戻するよう取扱いの
手引で定められているが、この差額の県社協への返戻の遅れているも
のがある。

社団法人 鳥取県私学振興会 昭和41年7月14日 監査
監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

前記世帯更生資金貸付事業に伴う事務について、次のとおり補助
金を受けている。
イ 経費の支出状況

区 分	予算額	決算額	補助金	備 考
人 件 費	1,417,000	1,356,363		
そ の 他	862,800	842,580		(県補助金は国 庫に)
合 計	2,279,800	2,208,943	947,100	

2 留意事項

次の点については県関係当局の一種適切な指導を要む。

- (1) 地区組織育成強化事業のうちの地区活動推進費414,000円は、保健
福祉推進地区に指定された5町社会福祉協議会の当該事業の活動経費
に充てることとして交付し、年度経過後にその実績報告書(経費支出
にかかる証拠書類添付)の提出をうけることとしているが、交付にあ
たって各町社会福祉協議会から補助金交付申請書を徴しておらず、事
業実施計画のほかがなされていなかった。
この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律」の適用を受けるもので、通常の補助金交付の手続きと同様に交付
前に補助金交付申請書(事業計画書、収支予算書等)を徴し、それを
承認することにもとづいて交付を行ない、年度終了後の実績報告書(
事業の実績及び収支決算書等)により、その確認を行なうことの一連
の事務処理として適正を期するよう、なお、配慮の要がある。
(2) 社会福祉事業のうちの民生(児童)委員活動推進事業費で、民生
(児童)委員協議会育成のために東、中、西各地区協議会に対して

今回、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、県が出資している社
団法人鳥取県私学振興会の監査を執行したところ、その状況は次のとおり
である。

記

1 主な業務の実施状況

- (1) 会員及び出資金について
ア 会員は、普通会員及び特別会員よりなり、昭和40年度に幼稚園1
の普通会員が増加し、会員数は全部で26(高等学校5、幼稚園13、
各種学校8)となった。

イ 出資金の状況は、次表のとおりで、昭和40年度において6,847,
320円(普通会員24、特別会員2、計26会員分)の出資があり、年
度末において29,318,540円の出資総額となっている。

区 分	昭和39年度 末出資金	昭和40年度 出 資 金	計	構成比 %	備 考
普通会員	5,171,220	2,547,320	7,718,540	26.3	
高等学校	3,996,870	2,024,400	6,021,270	20.5	
幼稚園	674,830	292,040	966,870	3.3	
各種学校	499,520	230,880	730,400	2.5	
特別会員	17,300,000	4,300,000	21,600,000	73.7	
鳥取県	16,000,000	4,000,000	20,000,000	68.2	
市	1,300,000	300,000	1,600,000	5.5	米子市300,000 円
合 計	22,471,220	6,847,320	29,318,540	100.0	

(注) 普通会員の出資金は、在籍生幼児園数に依り、1人当り月額高等学校30円、
幼稚園10円、各種学校20円の割合で毎年度に出資するものである。

(2) 資金の貸付及び償還について

会員が、その設置する学校等の施設、設備の整備を行なうのに対しての資金の貸付及び償還状況は次表のとおりで、前記出資金を指定金融機関（山陰合同銀行鳥取支店）に預託して、これを原資とし、原資残高の4倍（昭和39年度は3倍）を最高限度とした貸付資金の融資をうけて、会員に貸し付けており、融資条件は1年期限きり6カ年の元金均等償還（2月、8月の各月末払）とし、利率は年7分（昭和39年度は原資の1.5倍以内の額については年6分5厘、1.5倍をこえ2.5倍までは年7分、2.5倍をこえ、3倍までは年7分5厘の割合であったが、当年度はこの区分を廃止して一律とした。）であり、会員に対する貸付条件は上記と同様にしてている。

なお、上記原資預託金及び昭和39年度までにおける融資と貸し付けとの金利差額並びに貸付手数料（貸付金の^{2.5}割）をもって運営費としてている。

（長期貸付金の状況）

区 分	昭和39年度貸付金	昭和40年度貸付金	昭和40年度償還金	昭和40年度未償付残高
高等学校	(6) 11,600,000(4)	16,800,000	4,271,000	41,374,000
幼稚園	(7) 7,300,000(4)	7,500,000	2,973,000	23,377,000
各種学校	(2) 2,100,000(9)	3,100,000	1,259,000	9,705,000
合 計	(10) 21,000,000(10)	27,200,000	8,503,000	74,456,000

(注) (1) () は、貸付学校等の数である。

(2) 昭和40年度の償還額は8,628,000円であるが、鳥取理学院の未返済額125,000円があるため、当会が返済をうけた額は8,503,000円となっ

たものである。

2 経理状況

昭和40年度における経理の状況は、別表のとおりである。

3 留意事項

(1) すでに償還期日の過ぎた貸付金で、未償還となっているものが当年度末現在で287,144円（元金125,000円、利息162,144円）あるが、このうち現在なお未償還となっているものの回収促進方について主幹当局の指導を望む。

(別 表)

損 益 計 算 書

自昭和40年4月1日
至昭和41年3月31日

費 用	収 入	増 益
支払利息	4,704,618	5,833,121
法人運営費	106,016	
事務研修費	677,001	69,000
税金研修費	45,000	
引当金	360,000	5,901,121
本年度剰余金	8,486	
合 計	5,901,121	

貸 借 対 照 表

昭和41年3月31日現在

資 産 の 部	負債・資本の部
現金	短期借入金
580	長期借入金
29,969,187	引当金(職員退給)
74,456,000	出資金
	事業剰余金
	計
合 計	104,425,767

米子東高等学校

昭和41年1月18日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家啓三郎

1 収入について（昭和40年12月31日現在）

(1) 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	13,788,658	13,707,828	80,830
財産収入	4,335	4,335	0
合 計	13,792,993	13,712,163	80,830

(2) 収入証拠

証拠はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
46,200	1,385	44,815	入学選抜手数料 132件

(3) 授業料の納期限内収入率は、全日制55.5%、定時制23.9%、専攻科88.6%で、前年同期に比較し、全日制16.7%、定時制6.6%、専攻科17.3%それぞれ上昇しているが、全日制、定時制とも数カ月経過して納入されているのがかなりある。納期を守るよう指導し、さらに、納期限内収入率の向上を期せられたい。

(4) 他県より医学を希望する生徒より「県立高等学校入学選抜手数料条例」に規定する手数料を証拠により収入することとなっているが、入学志願書にはり付けすべき証拠のないものが1件証拠は、はり付け消印してあるが、収入状況の報告もれが前記1件のほか3件あったので是正措置すべきである。

2 支出について（昭和40年12月31日現在）

(1) 支 出

科 目	予算現額		支出済額		残 額	備 考
	計	内訳	計	内訳		
教育費	58,456,346	56,576,943	1,879,403			
教育施設費	445,386	244,854	200,532			
高等学校費	57,547,560	55,985,602	1,561,958			
保健体育費	463,400	346,487	116,913			
衛生費	26,476	0	26,476			
公衆衛生費	58,482,822	56,576,943	1,905,879			
計						

- (2) 物品事務取扱規則第39条1項および2項に規定する郵便切手類の例月検査を施行すべきである、なお、郵便切手の購入同等のないうものが2件あったので、購入にあたり合規の手続をされたい、
- (3) 諸帳簿の整備については、前年度において指摘したところであるが、なお、1部不備のものがあったので整備されたい、
- (4) 定時制生徒に対する学校給食用添加物(ジナム、クリーム等)の購入後の受払並びに残量を明確に記録整備されたい、
- (5) 理科教育振興法に基づき高価な機械器具の購入に当っては、機種選定理由を記録しておくようにされたい、
- (6) 防火水槽新設工事費150,000円の執行に当り、県の予算外でPTAに負担させて継ぎ足し施工を行っていた。分割することのできない構造物をこのような方法で施工すると、該工事の入札、契約、支出及び完成したものの維持管理の県の事務は全く作為したものととなる。このような場合には、継ぎ足し財源を県の予算に受け入れて、一連の県工事として行なうよう予算措置の合理化につき改善の要がある、
- 3 契約について
物品購入は、全部随意契約になっているが、地方自治法施行令第167条の2の各号の何れの項目によって随意契約に付したのか不詳である。随意契約に付した根拠を記録整備しておかれたい、
- 4 債権の管理について
債権の管理については、「債権管理事務取扱規則」に定めるところにより、次の点留意されたい、
- (ア) 発行している督促状は、正規のものでないので改善すること、
- (イ) 督促入金整理簿中延滞にかかる日数、金額を記入整備しておくこと、

- と、
- (ウ) 延滞金免除申請書の提出がないのに、実質的には免除し、延滞金を期定していいい、合規の手続をすること、
- 5 財産の管理について
 - (1) 山林7,993㎡にかかる民有地との境界は、関係者の立会のもとに標柱を一部建設していたが、残りの分も建設して明確にされたい、
 - (2) 校長住宅(70.13㎡)は、行政財産か普通財産か不明瞭である。実態に即した分類換をし、これが管理の万全を期せられたい、
 - (3) 専売公社との境界線は不明瞭な点がある、調査のうえ善処されたい、
 - (4) 管理棟建設工事のため松4本、約3,617㎡を処分していたが、合規の手続を経ていない、構内の樹木の処分方法については先年も指摘した実例があるが、改善されていない、善処するとともに財産売却収入として収納すべきである、
 - (5) 行政財産の使用を許可しているものうち、使用料を減免しているものがあるが、その根拠がかならずしも明確でないものがある。「公有財産事務取扱規則」第13条に使用料の減免の範囲を定めているもののうち、何れの条項に該当し適用したものが記録がなく不明である。減免範囲の解釈並びに運用につき慎重検討すべきものがある、
 - (6) 校舎等の清掃、管理については前年度指摘したところであるが、新校舎の一部等に破かいしたと認められる箇所等もあるので、生徒の指導にさらに留意されたい、

米子南高等学校 昭和41年1月20日監査

監査委員 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 収入について (昭和40年12月31日現在)

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	8,843,296	8,834,096	9,200
特別会計財産収入	667,048	612,810	54,238

- (2) 授業料の納期限内収入率は、全日制本校58.81%、分校56.31%、定時制47.06%で、前年同期に比較し11.16%、36.31%、27.34%それぞれ上昇しており、納期を過ぎたものも翌月末までには完納されている。指導の如何によってはなお向上するものと期待される、
- (3) 牛乳その他生産品を代金の納付前に引き渡すときは鳥取県物品事務取扱規則第33条に規定する「生産品前渡広票」によるべきである、
- (4) 牛乳94.8kgを廃棄(損耗を含む)しているが、廃敗報告のみで不用品決定調査並びに不用品処分同の手続きがなされていない。合規の処理をされたい、
- (5) カルビー、米みその売却に当り、その売却価格を生産品価格評定向簿により決定しているが、関係資料をみると価格決定の基礎が不明であるので、明確にしておく要がある、

2 支出について (昭和40年12月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	50,679,513	45,644,664	5,034,849	
教育総務費	742,173	454,129	288,044	
高等学校費	49,937,340	45,190,535	4,746,805	
衛生費	17,304	0	17,304	
公衆衛生費	17,304	0	17,304	
計	50,696,817	45,644,664	5,052,153	
特別会計 県立学校実習費	945,000	476,255	468,745	

- (2) 県夏季補導連絡協議会(7月16日開催)に要する経費は7月16日付令達されていたが、これが所要経費(食糧費、使用料及び賃借料等)の支出向手続がなされておらず、従って監査日現在未支払となっていた。適正な経理をするよう留意されたい、
- (3) 物品修繕(改造)向書に支出科目印の洩れていたものが数件見受けられた、
- (4) 産業教育振興法に基づき機械器具購入に当っては米子東高等学校の項で述べたとおり留意されたい、
- 3 契約について
校舎補修工事費200,000円を随契により施工しているが、米子東高等学校3の項で述べたとおり留意されたい、なお、随意契約による場合において、なるべく2人以上から見積書を徴するようにされたい、
- 4 財産の管理について

(1) 分校敷地及びグラウンドを借用しているが、使用貸借契約がなされていないので締結の要がある。

(2) 教室等行政財産使用許可書は、使用料の納入後に交付するよう改善すべきである。また、行政財産使用許可申請書の提出が全般的に遅きに失しているため、使用料課定の時期をおくれ、そのほとんどが使用後に収入されている、使用開始までに納入させるよう指導配意の要がある。

米子図書館 昭和41年1月27日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 竹の家啓三郎

1 支出について (昭和40年12月31日現在)

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	8,716,000	8,563,958	152,042	
教育総務費	50,000	45,850	4,150	
社会教育費	8,666,000	8,518,108	147,892	
計	8,716,000	8,563,958	152,042	

(2) 日野分館の糞尿汲取手数料は分割支払の方法によっているが、900円の算出根拠(単価、数量等)を明確にされたい。

(3) 分館の図書購入、検収等事務処理については前年監査において指摘したところであるが、事実に基づき適合した方法によられたい。

2 財産の管理について

(1) 本館敷地及び日野分館建物借用に係る使用貸借契約が締結されていないので、契約の促進を図られたい。また、借地上的書庫及び車庫を登記することにつき配意の要がある。

3 寄附図書について

(1) 「物品事務取扱規則」第9条の規定によれば、「寄附物品を受納しようとするときは、知事の承諾を受けなければならない。」となっているが、図書においては一律にこれを適用することは問題があるので、その範囲を限定することにつき検討の余地がある。

4 図書の亡失について

下記のとおり事故報告をしていた。

本 館	222冊	昭和40年12月31日現在
日 野 分 館	11冊	昭和40年11月1日現在
境 分 館	8冊	昭和40年12月31日現在

5 図書館の統合整備について
 連年の監査報告で指摘要望しているとおりである。

米子西高等学校 昭和41年1月27日監査

監査委員 浜田庄二
 同 竹の家啓三郎

1 収入について (昭和40年12月31日現在)

(1) 収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	10,439,730	10,430,330	2,400

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
円 700	円 20	円 680	入学運送手数料 2件

(3) 授業料の納期限内収入率は71.6%で、前年同期に比較し10.4%上昇しているが、4月分は零、7月分は56.9%となっている。納期限を厳守させるようさらに指導されたい。

2 支出について (昭和40年12月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額		支出済額		残 額	備 考
	円	円	円	円		
教育費	43,214,076	42,364,088	849,988			
高等学校費	42,540,360	41,760,761	779,599			
教育総務費	673,716	603,327	70,389			
衛生費	9,845	0	9,845			
計	43,223,921	42,364,088	869,833			

(2) 郵便切手類の例月検査及び理科教育振興法に基づき検校器具の購入については、米子東高等学校の項で述べるとおり留意されたい。

(3) 内出留学放論1名に対し、139,720円の振替旅費を交付しているが、資金前渡(振替払)整理簿により記録整備しておかれたい。

3 契約について

(1) 倉庫解体移築並びに女子便所改造工事(340,000円)を隨意契約により施工しているが、米子東高等学校の項に述べたとおり留意されたい。

(2) 理科教育振興法に基づく備品(ビュレット外11点)の購入契約は締結(40年11月4日)された約定による納入指定期日(41年3月末日)と約5月も先になっていた。教材を適期に納入させるよう約定の取扱に検討を要するものがある。

4 債権の管理について

「債権管理事務取扱規則」第6条に規定する滞納整理票を作成し、滞納の整理をされたい。

5 財産の管理について

(1) 前年度指摘したグラウンド用地内にある農林省所有土地792㎡(3筆)は、一旦旧所有者に返還したのち貸借契約を結ぶべく手続中の上であるが、できうれば果有化が望まれる。

(2) 学校敷地外構工事(1,238,000円)等をPTAにおいて施行され、環境が良くなっていたが、果有地にこのような工事を実施する場合には、事前に県に対し所定の事務手続きをとらしておくべきである。

(3) 行政財産使用料条例に基づき使用料徴収に当り、日割計算等算定基準に照らしているものがあるので留意すべきである。

米子工業高等学校

昭和41年2月8日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家啓三郎

1 収入について (昭和41年1月31日現在)

(1) 収入

科目	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	7,781,860	7,661,460	120,400
財産収入	250	250	0
合計	7,782,110	7,661,710	120,400

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
円 350	円 10	円 340	入学選抜手数料 1件

(3) 授業料の納期限内収入率は34.1%で、前年同期に比較し2.2%低下している。各月とも納期限内収入は低率で、とくに4月分は零、12月分は23.1%ときわめて低い。また、数ヶ月経過して完納されている状況であるので、納期限を厳守することについて特に指導配意されたい。

2 支出について (昭和41年1月31日現在)

(1) 支出

科目	項目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費	教育総務費	円 74,696,375	円 59,245,409	円 15,450,966	
	高等学校費	542,695	542,695	0	
	高等学校費	74,155,680	58,702,714	15,452,966	
衛生費	公衆衛生費	11,106	11,106	0	
	公衆衛生費	11,106	11,106	0	
計		74,707,481	59,256,515	15,450,966	

(2) 教育財産管理費による校舎内修繕並びに附属設備の補修等で起工向に工事仕様書及び工事内容の添付されていないものが散見された。関係書類の整備に配意されたい。

(3) 旅費の支給にあたり、「職員等の旅費に関する条例」第19条第2項における除外規定に該当する場合は、旅行命令簿にその旨明記し、命令権者の命令印を捺するよう事務処理に配意されたい。

3 契約について

(1) 電波通信料実験室改造工事外2件の工事を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)を適用して随意契約に付したが、競争入札に付する暇のなかった理由が記録されていない。なお、随意契約による場合でも、会計規則第136条に定めるとおり、相見積書を徴すべきである。

(2) 産業教育振興法による機械類の購入及び上記工事の契約に当り、契

約保証金は全部免除されているが、昭和39年4月1日発出第18号総務部長、出納長通知の何れの項目を適用して免除したのか、免除の理由を記録するようにされたい。

4 財産の管理について

(1) 行政財産使用料条例に基づく使用料徴収(日割計算)に当り、算定基礎を誤まって測定しているものがある。また、使用面積のメートル法換算に当り、端数計算を県教委の指示どおりに算出していないものがあるので注意の要がある。

(2) 構内所在の建設省所管国有地703㎡の県有化促進につき配意されたい。

鳥取高等学校

昭和41年2月10日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 竹の家啓三郎

1 収入について (昭和41年1月31日現在)

(1) 収入

科目	調定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	円 8,900,782	円 8,878,182	円 22,600
財産収入	7,070	7,070	0
合計	8,907,852	8,885,252	22,600

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
円 5,250	円 157	円 5,093	入学選抜手数料 15件

(3) 授業料の納期限内収入率は、全日制59.4%、定時制17.2%で、前年同期に比較し、全日制0.8%低下し、定時制は4.8%上廻っているが、いずれも低調である。納期を厳守させることにつき配意すべきである。

2 支出について (昭和41年1月31日現在)

(1) 支出

科目	項目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費	教育総務費	円 48,914,500	円 40,867,462	円 8,047,038	
	高等学校費	912,500	446,042	466,458	
	高等学校費	47,720,250	40,245,057	7,475,213	
衛生費	保健体育費	281,750	176,385	105,367	
	公衆衛生費	15,960	0	15,960	
計		48,930,460	40,867,462	8,062,998	

(2) 定時制生徒に対する学校給食の40年4月分より41年1月分までの間の実施状況を見ると、実支給15,561食に対し、注文15,527食、差し引き1,966食の余剰が生じている。これは月平均で見ると218食となり、20食~30食、約30%の余剰が生じている日もある。生徒の通学の動

向、とくに自衛隊員である生徒の集団欠陥を事前には擁する手段を講じて、注文数に余剰を生ぜぬよう配慮されたい。

(3) 物品の購入及び修繕の事務処理にあたり、次の諸点に留意されたい。

- 1、検収者の氏名が記入されていないものがある。
- 2、中庭造園のため土砂を購入しているが、代金算出基礎が明確を欠いている。
- 3 契約について

(1) 樹木移植造園工事並びに物品の売買等における随意契約事務取り扱いについては、米子東高等学校の項で述べたとおり留意されたい。

(2) 契約保証金納付の免除については、米子工業高等学校の項で述べたとおり、事務手続に配慮されたい。

- 4 債権の管理について
- (1) 授業料滞納整理票を作成して整理をされたい。
- 5 財産の管理について

(1) グラウンド南側の境界は不明確であるので欄柱を建設して明確にされたい。

(2) 行政財産使用料条例に基づき使用料徴収(時間計算)に当り、算定基礎を誤まっているものがあるので注意すべきである。

境港工業高等学校 昭和41年2月10日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平

1 収入について(昭和41年1月31日現在)

科 目	目 録	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料		5,169,455	4,861,233	307,200

(2) 収入証紙なし

(3) 授業料の納期限内収入率は64.5%で、前年同期に比較し14.3%伸びていることは結構であるが、なお、納期限を厳守するよう努められたい。

2 支出について(昭和41年1月31日現在)

科 目	子 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	76,900,880	45,578,678	31,322,202	
教育総務費	285,900	88,140	197,760	
高等学校費	76,614,980	45,490,538	31,124,442	
衛生費	14,254	14,254	0	
公衆衛生費	14,254	14,254	0	
計	76,915,134	45,592,932	31,322,202	

(2) 防火水槽新設工事費150,000円の執行に当り、県の子算外で総足施工がされているが、このことについては米子東高等学校の項で述べたとおり留意されたい。なお、上記工事の所要経費として40年9月18日

に予算達されていたが、省工が遅れて41年1月10日となっていた。早期着工に配慮されたい。

(3) 産業教育振興法に基づいて購入した機械のうちには検収が不充分なものがあった。今後は購入物件毎に帳簿にチェックして契約履行の確認に留意されたい。

境水産高等学校 昭和41年2月16日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 竹の家啓三郎

1 収入について(昭和41年1月31日現在)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
使用料及び手数料	3,727,885	3,582,285	175,600
特別会計	31,154,760	31,154,760	0
財 産 収 入	795,200	772,800	22,400
諸 収 入	13,110	13,110	0
合 計	35,690,955	35,492,955	198,000

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
10,150	303	9,847	入学選抜手数料 29件

(3) 授業料の納期限内収入率は、全日制36.2%、専攻科27.6%で、前年

同期に比較し全日制3.5%、専攻科36.5%いずれも下廻っている。とくに、収入未済額は全日制133,600円、専攻科42,000円もあり、各自とも5ヶ月以上経過して完納されている実状からして、納期限の厳守について格段の指導配慮を要する。

(4) 漁獲物の販売にかかる委託契約書によれば、その代金を知事の指定した職員に納付することになっている。これに対し出納員は現金領収書を発行しているが、実質的には業者が直接県の指定金融機関に電報送金している。契約履行の適正化に配慮されたい。

2 支出について(昭和41年1月31日現在)

(1) 支 出

科 目	子 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	44,366,560	37,728,861	6,637,699	
教育総務費	507,900	412,625	95,275	
高等学校費	43,846,660	37,304,236	6,542,424	
保健体育費	12,000	12,000	0	
衛生費	5,460	0	5,460	
公衆衛生費	5,460	0	5,460	
計	44,372,020	37,728,861	6,643,159	
特別会計	34,980,000	24,664,162	10,315,838	
水産実習船実習費				
産 業 実 習 費	893,000	776,707	26,293	

- (2) 若鳥丸に乗船の指導教官並びに実習助手に対する報償費の支給については、前回の監査報告において指摘したところであるが、早期に適切な措置を講ぜられたい。
- (3) 若鳥丸乗船実習生徒に対する団体普通傷害保険は、前年の対象生徒数22名の契約期間が有効であったため、当年度第1次就航時にそのまま出航したが、当年度第1次乗船生徒は24名で差し引き2名の生徒が保険対象外となっていた。留意されたい。
- (4) 物品購入向後において見積書を提出していたものが散見された。購入向前に徴するよう留意されたい。
- 3 契約について
- (1) 随意契約による物品の売買事務取扱については米子東高等学校の項で述べたとおり、事務手続に配慮されたい。
- (2) 契約保証金及び入札保証金の納付の減免については、米子東高等学校の項で述べたとおりである。
- 4 債権の管理について
- (1) 授業料の納入状況は前記のとおり低調であるが、「債権管理事務取扱規則」第4条に規定する納期限後の督促、とくに正規の督促状は全く発行されていない。債権の管理を厳にされたい。
- (2) 延滞金徴収条例第2条は延滞金の徴収の免除について規定しているが、授業料についての延滞金免除申請がないまま、実質的に免除しているものがあるので、正規手続きを経るよう留意の要がある。
- 5 財産の管理について
- (1) 自動車車庫は財産台帳副本に登さいされていない。財産管理を明確にされたい。

- (2) P T A事業として校門付近にトラックペイ(ドネ)を21万円で建設しているが、行政財産使用許可の手続きが未済である。
- (3) 行政財産使用料条例による使用料徴収に当り、算定基礎において、端数計算を誤っているものがあるので留意すべきである。
- 6 若鳥丸建造寄附金について
- 40年5月26日220万円の寄附が完了していた。
- 7 学校の運営について
- (1) 校地拡張の必要性については、前年指摘したところであるが、当校の立地条件並びに特殊性を考慮し、学校の全部を適地に移転することが望まれる。
- (2) 漁業、機関科の国家試験受験資格付与のため、民間業者の好意に頼り、民間船、大遠丸(静岡県)への乗組み提供によって修得単位の確保を図っているが、上記資格取得に必要な実習船については、関係各県と有機的連携のものに総合的に航海実習のできるような計画を立て、その打開策をはかる等、基本的な措置をとられるよう望む。
- (3) 上記大遠丸に乗組む生徒は相当長期にわたり航海するので、これに乗組む生徒に対しても、若鳥丸乗船と同様に、団体普通傷害保険に加入して、その万全を期すべきである。
- 8 生徒の状況について(昭和41年1月31日現在)

区分	1年	2年	3年	年計	備	要
漁業科	30	26	34	90		
造船科	42	36	40	118		

無償奨学料	34	28	35	97
奨学料	35	33	37	105
攻	22	17		39
科	1	2		
科	163	140	146	449

倉吉農業高等学校 昭和41年2月24日 監査
 監査委員 浜田庄二 中田玉平 新見修
 同 同 竹の家啓三 郎

1 収入について(昭和41年1月31日現在)

科目	目	額	定額	収入	済額	収入未済額
使用料及び手数料		円	5,618,056	5,613,456	4,600	
特別会計	収入	円	3,578,362	3,521,979	56,383	
特別会計	収入	円	1,620	1,620	0	
計		円	9,198,038	9,137,055	60,983	

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備	要
円	円	円		
350	10	340	入学選抜手数料	1件

(3) 授業料の納期限内収入率は全日制86.5%、定時制72.8%で、前年同

期に比較し、全日制15.1%、定時制47.1%の伸びを示し、それぞれ好転していることは結構である。とくに全日制において11月分より1月分まではいずれも91%以上の収入率を示しており、定時制においても83%以上の収入率を示している月が4ヶ月分ある。今後成績の向上にとめられたい。

(4) 「物品事務取扱規則」第53条によれば、生産品を代金の納付前に引き渡す場合は、生産品前渡伝票により行なわなければならないことと規定しているが、正規外の伝票を使用するなど事務処理に明確な欠陥が見受けられる。また、校内販売並びに寄宿舍販売等は、生産物買受申込決定書に伝票をちよう付して徴収することとしているが、受領印がなく、不備な点が見受けられるので、事務処理の合理化をはかるよう検討されたい。

2 支出について(昭和41年1月31日現在)

(1) 支出

科目	目	子算現額	支出済額	残額	備	要
教育費		円	円	円		
教育費	教育総務費	50,431,530	42,499,515	7,932,015		
	高等学校費	807,260	774,115	33,145		
	保健体育費	49,612,270	41,713,400	7,898,870		
	保健体育費	12,000	12,000	0		
衛生費						
	公衆衛生費	10,977	10,977	0		
	公衆衛生費	10,977	10,977	0		
計		50,442,507	42,510,492	7,932,015		
特別会計						
設立学校実習費		4,336,000	2,948,144	1,387,854		

- 50 高等学校事務職員研修会旅費の支給については、米子工業高等学校の項で述べたとおりである。
- (3) 40年9月7日開催の大型農機実技講習会の経費(報償費、特別旅費)の支払が10月24日となっていた。予算の執行に留意されたい。
- 3 契約について
- (1) 契約保証金及び入札保証金の納付の減免については、米子工業高等学校の項で述べたとおり、事務手続に配慮されたい。
- (2) 一般需用費、修繕等による随意契約の締結については、米子工業高等学校の項で述べたとおり、事務処理に配慮されたい。
- 4 特別会計歳出事務について
- (1) 豚の種付料の支出に当り、見積書を作成するようにされたい。
- (2) 肉豚販売に伴い、屠殺関係経費を支出しているが、支出の算出根拠が不明確となっていた。明記されたい。
- (3) 農産加工実習用原材料の1月末現在における手持原料、特に調味材料を2月以降の実習計画と対比すると相当量の残余が生じていた。実習計画に基づき材料を適期に購入し、予算の効率的執行に配慮されたい。
- 5 財産の管理について
- (1) 原子燃料公社人形峠出張所専用水道貯水槽用地として貸付した校有地、三朝町大字木地山字栗組1,020番、山林59.50㎡は、用途廃止手続き後普通財産として引き続き教育委員会において管理することになったが、同じく同出張所へ貸し付けている19,301.70㎡、三朝町へ貸し付けている89.1㎡は何れも用途廃止手続きが未了であるので促進の要がある。

6 生徒の状況について(昭和41年1月31日現在)

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	合 計
農 林 科	42	107	105	—	254
園 芸 科	44	—	—	—	44
農 業 土 木 科	44	43	45	—	132
畜 産 科	45	40	40	—	125
家 庭 科	43	55	54	—	152
計	218	245	244	—	707
農 林 科	—	—	—	11	11
農 村 家 庭 科	—	—	—	7	7
計	—	—	—	18	18
合 計	218	245	244	18	725

科学博物館 昭和41年4月4日監査
 監査委員 浜 田 庄 平 修
 同 同 同 新 田 玉 修
 同 同 同 竹 の 家 啓 三 郎

1 支出について(昭和41年1月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	9,035,000	7,444,366	1,590,634	
教育総経費	9,005,000	7,417,366	1,587,634	
社会教育費	30,000	27,000	3,000	
計	9,035,000	7,444,366	1,590,634	

- (2) 物品の納入に伴う検収者の事実証明の取扱については、昭和40年4月6日付発出第109号通知に基づき、契約担当機関の命令系統において適正に処理されたい。
- (3) 資金前渡にあたり、資金の前渡者の任命行為がなされていないので留意されたい。
- 2 財産の管理について
- (1) 当館敷地8,789.62㎡(2,658.85坪)の賃借契約については前年指摘要望したとおりであるが、土地使用の権原等を明確にされたい。
- (2) 庁舎1,037.26㎡(313.77坪)、附属建物等95.19㎡(28.8坪)は池田家より譲渡を受けたこととなっているが、未登記となっている。登記を促進し所有権の明確を期すべきである。
- (3) 監視人住宅は返還を受けていたが、前入居者の所有物件が未撤去であるので、撤去方促進されたい。

鳥取県体育協会

昭和41年4月4日監査

監査委員 浜 田 庄 平 修
 同 同 同 中 田 玉 修
 同 同 同 竹 の 家 啓 三 郎

今回地方自治法第199条第6項の規定により、鳥取県体育協会の監査を実施したところ、その状況は次のとおりであった。

1 財政援助事業予算の執行について

昭和40年度に県より補助金または負担金を受けて実施した事業の昭和41年1月31日現在における収入、支出の状況は次のとおりである。

(1) 収 入

科 目	予算現額	収入済額	残 額	備 考
県 補 助 金	500,000	500,000	0	種目別大会
県 負 担 金	762,000	700,000	62,000	第20回県民体育大会
会 費 充 当	388,000	388,000	0	
計	1,650,000	1,588,000	62,000	

(2) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
種目別大会費	800,000	413,000	387,000	
県 体 開 催 費	850,000	820,691	29,309	
計	1,650,000	1,233,691	416,309	

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
種目別大会費	800,000	413,000	387,000	
県 体 開 催 費	850,000	820,691	29,309	
計	1,650,000	1,233,691	416,309	

2 昭和三十九年度における財政援助事業の実施状況

- (1) 種目別大会は県補助金500,000円の交付を受け、これに体育協会費300,000円を加え総事業費800,000円をもって軟式野球競技をはじめ26種目を行ない、冬季スキー大会の三十九年2月20日を最終として全種目の行事を終了していた。
- (2) 第20回県民体育大会は、県負担金782,000円の交付を受け(三十九年1月末日現在概算交付として700,000円を収納)、これに体育協会費88,000円を加え、総事業費850,000円をもって夏季大会2種目、秋季大会21種目、冬季大会1種目を開催し、県民体育の振興発展に寄与していた。

3 留意事項

- (1) 県体育協会に提出されている競技団体よりの事業完了報告書の証書類に提出年月日並びに競技団体長の氏名、印、等の不備なものが散見された。留意されたい。
- (2) 前記種目別大会は、各種目別競技団体が県体育協会より配分された県補助金(50万円)等をもって事業を執行している。その結果は県体育協会が、各種目別競技団体よりの報告に基づき実績報告書を知事に提出しているが、同協会は、各種団体より提出された事業内容の検査等を実施していないので、事業の実施を確認することにつき検討されたい。

財団法人鳥取県育英会 昭和三十九年4月5日 監査
 監査委員 中 田 玉 平
 同 新 見 修

同 竹の家 竹三郎

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、財団法人鳥取県育英会に対する三十九年度の補助事業について監査を執行した。その結果は次のとおりである。

1 補助目的及び条件

- (1) 鳥取県学生寮明倫館建設に対する借入金の元金及び利子償還
- (2) 鳥取県関西学生寮建設に係る利子補給
- (3) 鳥取県学生寮清和寮整備事業に係る利子補給
- (4) 鳥取県学生寮名誉家長に対する報酬

2 補助事業の状況(昭和三十九年2月28日現在)

- (1) 鳥取県学生寮明倫館建設に対する借入金の元金及び利子償還に係る第二年度次補助金(元金償還は、10年間の均等償還により毎年19月30日}の2回払いで、利息は年7分7厘、日歩2銭1厘1毛)・元金償還 $2,363,000円 \times \frac{1}{100} = 1,575,333円$
 利 子 $42,534,000円 \times \frac{2.11}{10000} \times 183日 = 1,642,365円 \times \frac{1}{100} = 1,094,910円$
 計 2,670,243円
- (2) 鳥取県関西学生寮建設に係る利子補給金 282,000円
- (3) 鳥取県学生寮清和寮整備事業に係る利子補給金 0円
- (4) 鳥取県学生寮名誉家長に対する報酬 60,000円
- 3 収支の状況(昭和三十九年2月28日現在)

区 分	予算額	収入済額	支出済額
鳥取県育英会	8,587,000円	5,023,903円	4,106,233円
関西学生寮建設事業	92,620,000	58,893,010	56,953,250
清和寮整備事業	6,558,000	6,295,650	6,200,050

4 留意事項

- (1) 関西学生寮建設事業に係る資金運用をみると各月とも相当額の残がある。資金計画に当ってはその適正効率化に配慮されたい。
- (2) 関西学生寮竣工式経費412,000円は翌年度へ繰越しの手続きをする必要がある。

青年の家 昭和三十九年4月14日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 修
 竹の家 啓 三 郎

1 収入について(昭和三十九年1月31日現在)

(1) 収入

・科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額
青年の家使用料	497,840円	497,840円	0円

- (2) 「青年の家の設置及び使用料に関する条例」によれば「使用料を減免することができる。」と規定し、さらに「この条例の施行に關し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。」と規定しているが、青年

の家の管理運営に関する規則には、減免についての範囲等についての条項は見当たらない。しかるに使用料の一部を減免しているものがあるので、その根拠を明確にする等運用に慎重を期されたい。

- (3) 上記減免額は57,450円となるので、青年の家使用料はこれを加算すれば535,290円となるべきであった。

2 事務処理について

- (1) 使用申込書の様式内容を検討し、収入基礎を明確にされたい。
- (2) 「会計規則」第21条第6項に規定する現金出納簿の検閲を受けるとににつき配慮すべきである。
- (3) 「物品事務取扱規則」第39条に規定する郵便切手類の例月検査を実施されたい。

3 財産の管理について

- (1) 建物正面の各窓枠より雨水が吹きこもりに隣接付近はひどい。非常の場合の対策につき検討の要がある。
- (2) 青年の家に通ずる道路の補修管理につき配慮されたい。
- (3) 「青年の家の管理運営に関する規則」第14条に規定する財産の管理については、財産台帳副本を整備しその保全につとめられたい。

4 運営について

青年の家は、青少年等が一定の規律の下に使用宿泊するところに大きな特長がある。住込み用務員が置かれているが、宿日直は実施されていない。財産並びに人間関係管理面より宿日直を実施することにつき検討の要がある。また、用務員並びにその家族が青年の家の一部を使用しているが、入居手続きを明確にしておくべきである。

昭和三十九年四月十四日 監査
教育研究所 監査委員 浜田 庄二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 支出について (昭和41年1月31日現在)

(1) 支出

科目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費	7,975,000	6,879,512	1,135,488	
教育総務費	7,482,000	6,437,091	1,044,909	
高等学校費	493,000	402,421	90,579	
計	7,975,000	6,879,512	1,135,488	

- (2) 所職員の旅費支給については、米子工業高等学校2の(3)の項で述べたとおりである。
- (3) 所設置の図書として41年1月末日現在2,344冊と年々整備充実され、図書資料の米所閲覧及び一都貸し出し等もあるが、図書保管管理に於いて次の点に検討配慮されたい。
- ア 図書の曝露計画並びに消毒を励行すること。
 - イ 一都貸し出しによる図書の返納期間を経過したもの(26件)の返納督促を励行すること。
- 2 契約について

- (1) 当所における教育研究調査結果の刊行物の発注契約事務については米子東高等学校の項に述べたとおりである。
- 3 図書の寄附について
- (1) 米子図書館の項に述べたとおりである。
- 4 組織について
- 当所運営の中核は研究員にある。国語、社会、数学、理科担当の研究員は夫々一名配置されているが、英語については皆無である。少くとも主要科目である英語について研究員の増置を望む。

鳥取東高等学校 昭和41年5月9日 監査
監査委員 浜田 庄二
同 中 田 玉 平

1 収入について (昭和41年1月31日現在)

(1) 収入

科目	目	測定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料		15,697,916	15,679,514	18,402

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
44,800	1,343	43,457	入学選抜手数料 128件

- (3) 授業料の納期限内収入率は全日制67.5%、専攻科73.0%で、前年同期と同様である。とくに、全日制の4月分は15.7%に過ぎないと、6月分は5ヶ月を要して完納されているなど納期が遅れているの

で、納期限を厳守することにつき指導の要がある。

2 支出について (昭和41年1月31日現在)

(1) 支 出

科目	目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費		61,199,325	51,908,304	9,291,021	
教育総務費		401,385	242,076	159,315	
高等学校費		60,797,940	51,666,224	9,131,706	
衛生費		27,398	27,398	0	
	公衆衛生費	27,398	27,398	0	
計		61,226,723	51,935,702	9,291,021	

- (2) 高等学校教職員の旅費支給については、米子工業高等学校2の(3)の項で述べたとおりである。
- (3) 通勤手当の支給に当り、自転車による通勤確認が年初のみで事後の通勤確認がなされていない。適時確認するように配慮されたい。
- (4) 理科教育振興法に基づく物品の購入について、次の点に配慮されたい。
- ア 納品書記載の納入月日以前に検収行為がなされているものがある。これは納品書の取扱いが不適当なためと思われるので改善されたい。
 - イ 納入物品の検査調査は部長の命により実際にこれを実施するものが作成し、責任の所在を明確にされたい。

- 3 契約について
- 1 教育財産管理費による校舎内諸修繕はすべて随意契約により請負施工され、地方自治法施行令第167条の2の第3号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に於いては、その内容及び根拠を明確にしておかれない。
- 4 債権の管理について
- このことについては境水産高等学校の項に述べたとおりである。
- 5 財産の管理について
- 行政財産を目的外に使用させる場合は、原則として使用料は前納させ、納付確認後許可書を交付するように告知されたい。
- 6 生徒の状況について (昭和41年1月31日現在)

全 日 制	普通科			専攻科			計			
	1 年	2 年	3 年	専攻科	専攻科	専攻科				
生徒数	402	11	652	12	626	12	85	1	1,965	36
学級数	11	652	12	626	12	85	1	1,965	36	

鳥取西高等学校 昭和41年5月9日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中 田 玉 平
同 新 見 修

1 収入について (昭和41年1月31日現在)

(1) 収 入

科目	目	額	収入	未済	額
使用料及び手数料	20,435,509	円	20,154,734	円	280,775
財産収入	9,295	円	9,295	円	0
合計	20,444,804	円	20,164,029	円	280,775

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘要
円	円	円	
2,450	75	2,377	入学選抜手数料 7件

- (3) 使用料及び手数料の収入未済額は、全日制授業料39,600円、定時制授業料173,100円、通信制受講料66,275円、通信制入学料1,800円、計280,775円である。常時収入確保に留意されたい。
- (4) 授業料の納期限内収入率は、全日制69.34%、定時制3.8%、幼稚園100%で、前年同期に比較し、全日制は5.34%上廻っているが、定時制は16.8%下廻り収入率は低率である。納期限を厳守するよう常に指導にとめられたい。
- (5) 通信教育入学料徴収条例第3条によれば「入学料の納付は3月とする」となっているが、4月に納付しているので著述の要がある。
- (6) 通信教育受講料3件、4,340円が未調定となっていたので慎重に事務処理をされたい。

2 支出について(昭和41年1月31日現在)

(1) 支出

科目	目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費		100,063,575	84,305,665	15,757,910	
教育総務費	948,675	645,924	302,751		
高等学校費	98,092,150	83,023,725	15,068,425		
保健体育費	1,022,750	636,016	386,734		
衛生費	53,533	53,533	0		
公衆衛生費	53,533	53,533	0		
計		100,117,108	84,359,198	15,757,910	

- (2) 国語発表研究指定校所要経費を40年6月10日に令達を受け、支払義務を生じていたが、41年1月末日現在においてなお未払となっていた。また、40年8月20~21日開催の中国地区通信教育協議会所要経費も前記同様未支払のままとなっていた。迅速に事務処理をするよう留意されたい。
- 3 契約について
- (1) 契約保証金及び入札保証金の納付の減免については、米子工業高等学校の項で述べたとおり、事務手続に配慮されたい。
- 4 物品の取得及び保管管理について
- (1) 理科教育振興法に基づき購入物品のうちには検収の不十分なものがあつた。今後注意されたい。
- (2) 一部備品類(トランプスター、複写機等)の保管管理に良好でないものがあつた。保管管理に留意されたい。

5 債権の管理について

- (1) 滞納整理票については、米子東高校の項に述べたとおりである。
- (2) 授業料免除申請書の提出が遅延しているので配慮の要がある。

6 財産の管理について

- (1) 借用地上の建物の登記促進を図られたい。
- (2) 借用地(23,807.66㎡)の貸借契約を締結されたい。
- (3) 幼稚園土地のうち借用地203㎡は契約が未締結となつているが、寄附の申し出もあるので、所有権移転登記の促進を図られたい。なお、隣接民間保育所が当園の建物、施設の一部を使用しているが、これらの手続関係を明確にしておかれたい。

7 生徒の状況について(昭和41年1月31日現在)

区分	1年	2年	3年	4年	計
全日制	(122)	(135)	(144)	—	(399)
普通科	667	721	705	—	2,093
家庭科	(2)	(2)	(2)	—	(6)
110	109	108	—	327	
定時制	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
普通科	48	57	30	27	142
商業科	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
42	40	20	27	129	
計	(16)	(17)	(18)	(2)	(53)
867	907	883	54	2,691	
通信制	—	—	—	—	259
幼稚園	(4)	(1)	—	—	(5)
158	37	—	—	195	

(注) ()内は学級数

米子 皆 生 学 園

昭和41年5月18日 監査

監査委員

浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 支出について(昭和41年3月31日現在)

(1) 支出

科目	目	予算現額	支出済額	残額	摘要
教育費		23,686,104	22,846,261	839,843	
教育総務費	70,000	40,212	29,788		
特殊学校費	23,609,984	22,806,049	803,935		
保健体育費	6,120	0	6,120		
計		23,686,104	22,846,261	839,843	

- (2) ビデオを購入しているが、購入機種選定書を作成した音楽担任教諭に納品検査をさせることが適当である。
- (3) 生徒社会見学等による引卒業教諭の旅行命令手続は全然なされていない。関係予算との関係もあろうが対策が望まれる。
- (4) 理科教育振興法に基づく備品購入に当っては次の点に留意されたい。
ア 試験の必要と思われるものについては納品後直ちにテストすること。
イ 理振の表示(マーク)を貼付すること。

ウ 合格証並びに保証書の添付を確認すること。

2 契約について
 ポイラー用重油購入にあたり、随意契約によっているが、地方自治法施行令第167条の2の何れの項目によるものかその理由を記録整備しておかれない。

3 機能訓練器具の管理について
 整肢学園の訓練室に共同保管されている訓練器具(100万円)は相当数に達しているが、なかにはラベル等がなく所属が不明のものが見受けられるので明確にしておかれない。

法勝寺高等学校 昭和41年5月26日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

1 収入について(昭和41年3月31日現在)

(1) 収入

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料	3,785,600	3,785,600	0

(2) 収入証紙

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考
57,750	1,732	56,018	入学選抜手数料 165件

(3) 授業料の納期限内収入率は58.1%で、前年同期に比較し5.5%上廻っているが、なかには6ヶ月以上経過して完納されているものがかない。

り見受けられる。納期限を厳守するよう常に指導配意されたい。

2 支出について(昭和41年3月31日現在)

(1) 支 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	備 考
教育費	22,281,902	21,860,982	420,920	
教育総務費	181,122	166,154	14,968	
高等学校費	22,100,780	21,694,828	405,952	
衛生費	7,366	7,366	0	
公衆衛生費	7,366	7,366	0	
計	22,289,268	21,868,348	420,920	

(2) 郵便切手類の例月検査を物品事務取扱規則第39条1項並びに2項により履行されたい。

3 契約について

(1) 理科教育類興法に基づく教材備品購入契約をすべて地方自治法施行令第167条の2の1項の1号によっているが、随意契約に付した事例を検討すると、適用条項に必ずしも合致しないものがあると考えられる。随意契約に付するにあたっては慎重を期されたい。

4 購入備品の換収について

(1) 事務用備品及び理科教材備品購入に当っては合格証並びに保証書により確認の上、納入後直ちに検査を行う必要がある。

5 財産の管理について

(1) 行政財産の目的外使用許可に当り、使用料を減免しているものがあるが、使用許可時に「公有財産事務取扱規則」第13条の何れの項目を適用したものか、減免の根拠を記録整備しておく必要がある。

(2) 国有地518,99㎡(3筆)の賃借契約の促進を図るとともに、これが異有化についても配慮されたい。

(3) 高校再編成に伴い、当校は普通科のみとなったことに起因し、分収林の運営管理に苦慮しているが、基本財産造成の見地から今後とも撫育管理することが適当と判断されるのでその措置について検討されたい。

財団法人米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会

昭和41年5月31日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 新 見 修 三
 同 竹 の 家 啓 三 郎

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、財団法人米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会に対する40年度補助事業について監査を執行した。その結果は次のとおりである。

1 補助対象及び補助率

国立米子工専建設地元協力事業の経費に充当する。補助率は事業費、事務費の1/2

2 昭和40年度中の事業執行状況

(1) 敷地整備工事

- 校地40,477㎡に厚さ12cm土入れを4,362,690円で施工(うち2,901,690円は一部未完成により未払)
- (2) 教職員宿舍土留よう壁工事
 フロック積321.24㎡等を1,289,000円で施工
- (3) 道路舗装工事
 1号道路2,645.6㎡、2号道路832.9㎡、3号道路61㎡を3,699,000円で施工
- (4) 校地排水路改良工事
 105mを473,000円で施工
- (5) 道路新設工事3号道路延長81m、巾員7mを310,000円(側溝を含む)で施工
- (6) 道路用地費
 2号並びに3号道路用地2,795㎡を1,095,461で購入
- (7) 教職員宿舍建築工事
 米子市皆生に6戸(1戸67.15㎡、2戸建2棟、1戸建2棟、延402.90㎡)を8,550,000円で施工
- (8) 高瀬川護岸改良工事
 550.5m(竹圍工、板橋工)を500,000円で施工
- (9) 業たばこ水害見舞金
 4人に対し170,000円支出
- (10) その他
 水害緊急対策工事 85,000円
 プルバーサ一借上料 40,000円
 電気工事負担金 22,776円

事務費 143,361円

3 収支状況 (昭和41年4月30日現在)

科目	目	予算額	収入済額	予算額に比し増減
財産収入		1,000	125,296	124,296
寄附収入		24,120,000	20,614,492	3,505,508
雑収入		1,000	500	500
合計		24,122,000	20,740,288	3,381,712

(注) 寄附金は県と米子市が折半収入

歳出

科目	目	予算額	支出済額	不用額
事業費		518,000	143,361	374,639
事業費		23,594,000	20,596,927	2,997,073
利子		4,000	0	4,000
予備		6,000	0	6,000
合計		24,122,000	20,740,288	3,381,712

歳入歳出差引額 0

なお、預金残高証明額は3,615,510円となっている。

4 留意事項

(1) 同会密附行為第9条によれば「収支決算は年度終了後1ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の議定に付さなければならない。」とあるが、監査時現在未了であった。早く

期に完結されたい。

(2) 国有地交換用券にて鳥取財務局へ陳情した際に食糧費、消耗品費を立替支出していたが、地方自治法第232条の5の2により、資金前度、概算私等の方法によるよう配慮されたい。

(3) 校地の整地作業のため借り上げたアルダーザーの借上料金の算出基礎が明確でない。また、現地における作業に対しては、監督者の事実証明を附記すべきである。

鳥取図書館

昭和41年6月8日監査

監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	新見修

1 収入について (昭和41年1月31日現在)

(1) 収入

科目	目	固定額	収入済額	収入未済額
使用料及び手数料		54,760	50,054	4,706
雑収入		63,627	63,627	0
財産収入		3,542	3,542	0
合計		121,929	117,223	4,706

(2) 収入未済額のうち2,306円は食堂の使用料で、使用許可条件は毎月末日までに納付することとなっているものであるが、未収となっている。

2 支出について (昭和41年1月31日現在)

(1) 支出

科目	目	予算現額	支出済額	残額	備	要
教育費	教育総務費	24,351,000	19,670,585	4,680,417		
	社会教育費	40,000	0	40,000		
合計		24,321,000	19,670,585	4,650,417		

(2) 教育財産管理費、需用費40,000円は40年8月13日令達されていたが、予算目的が不明で予算執行の計画に支障をきたしていたので配慮された。

(3) 読書振興並びに文化事業週間行事として講演会を計画していたが、未開催となっていた。開催時期を失することのないよう予算の執行に留意されたい。

(4) 各分館長へ交付した郵券は相当高額の手持となっているので出納保管にあたり、常時堅固なる金庫を収納し、出納管理を一層厳にされた。

(5) 図書購入に伴う検収者の事実証明の取扱については、科学博物館(2)の項で述べたとおりである。

3 寄附図書について

4 図書館の統合整備について

米子図書館の項に述べたとおりである。

5 図書の亡失について

下記のとおり事故報告をしていた。(昭和40年12月25日現在)

本館	冊数
八雲分館	237冊
気高分館	47冊
倉吉分館	408冊
合計	1,327冊

6 館の運営について

(1) 図書館車はくると号、が更新され、奉仕活動の機能が增大しているが、実績は月6日程度に過ぎない。奉仕地域の拡大は結構であるが、計画に工夫を加え一層の活用を計る必要がある。

(2) 貴重な薄政資料2万冊余の安全管理が行なわれているが、寄託なのか寄附なのか池田家との関係が明確でない。責任の問題もあるので早期にこれが明確化を期されたい。

(3) 年々累積する郷土資料及び購入寄贈図書等保管の現状に鑑み、現書庫が狭隘であるためその安全管理が万全とはいえない。早急に書庫を拡充すべきである。

中海干拓事業所 昭和41年2月18日監査

監査委員 浜田庄平
同 中田玉修
新見

1 予算執行について

40年度に係る昭和40年12月31日現在支出状況は次のとおりである。

支 出

科 目	予算令連額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	8,000	8,000	0
干拓事業費	7,546,000	7,023,966	522,034
造林費	7,900	7,900	0
計	7,561,900	7,039,866	522,034

2 事業執行について

昭40年12月31日現在、土地改良法第7条第2項第1号の事業として、昭40年度から次表のとおり埋立工98,58ha、堤繕工5,002m等を事業費513,869千円をもって施工してきたもので、40年度をもって本工事は完了し、当所も閉所される予定となっている。この間にあって寄せられた各関係各位の御努力を多とするものである。

代行干拓崎津地区工事実績表

工 種	昭和25年度～昭和39年度		昭和40年度		合 計	
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
建設工事	—	405,081,000	—	73,339,000	—	478,420,000
堤 防 工	4,458m	175,692,718	544m	37,843,000	5,002m	213,535,718
幹線排水路工	910m	5,265,000	1,426m	3,560,000	2,336m	8,825,000
承水路工	2,122m	102,970,000	640m	3,334,000	2,762m	13,631,000
幹線道路工	1,069m	1,105,000	255m	319,000	1,324m	1,424,000
埋立工	88,08ha	184,765,984	10,50ha	24,789,000	98,58ha	209,554,984
堤繕工	—	6,009,898	—	505,000	—	6,514,898
機械器具費	—	6,472,010	—	1,343,000	—	7,815,010
測量調査費	—	1,115,390	—	82,000	—	1,197,390
工事雑費	—	14,358,000	—	1,564,000	—	15,922,000
附帯工事	—	24,588,000	—	10,861,000	—	35,449,000
道路工	2,490m	3,958,000	510m	991,000	3,000m	4,949,000
排水路工	2,844m	20,251,000	707m	5,949,000	3,551m	26,200,000
水路修理工	—	—	1,079m	3,721,000	1,079m	3,721,000
工事雑費	—	379,000	—	200,000	—	579,000
合 計	—	429,669,000	—	84,200,000	—	513,869,000

3 留意事項

(1) 当所で使用している電話機の所属が不明確である。40年度でこの事業も完了するので所属を明確にされたい。なお当事業所の閉鎖に当たり諸施設、物品等の事務処理に遺憾のないよう万全を期されたい。

2 留意事項

(魚市場)

(1) 県営境港魚市場管理規則第7条によって、荷さばきのための市場利用許可申請書は事前に市場長に提出することとなっているが、その実態は、利用後相当日数を経てから提出され、中には利用後44日～76日に行なわれているものがあり、従って該使用料の納付時期は同規則5条で定める期限、「その利用の日から10日を経過した日」を相当期間遅延している実情にある。

許可申請は規則を守らせるべきであるとともに、許可申請書は受理したのみで許可手続がなされていないことは検討すべきである。

なお、市場利用(卸売の業務及び前記の荷さばき)許可申請書には使用料の額を記載させることとなっているが、この使用料の性質上、利用後でないと利用数量は判明せず、従って使用料の額も確定しない。上記にあわせて関係規定の合理化につき検討普及されたい。

(2) 魚市場の整理並びに事故防止のため、監視員1名(非常勤職員、任期40.10.1～41.2.28)を配置し、賞金より1ヶ月12千円(日額600円)を毎月支給していたが、勤務の実態からして月額を支給するが適当と思慮される。検討されたい。

(3) 海水ポンプ増設及び配管工事を随意契約により336,000円で実施していたが、設計見直しを催した3業者のうち、見直しに設計図書を添付していたものは1件で、他は概金額のみで形式的にならないよう注意するとともに、このような工事は技術者の配置されていない期間において施工させないで、本庁において設計、施工すべきが適当である。

(4) 前記海水ポンプ増設工事のため変圧器の取替を行ない、不用となっ

県営境港魚市場県営境港水産会館 昭和41年2月7日監査

監査委員 浜田庄平
同 中田玉修
同 新見
竹家の啓三郎

1 予算執行について

特別会計、境港水産施設事業の昭和40年度に係る昭和41年1月31日現在の収入支出の状況は次のとおりである。

収 入

科 目	固定額	収入済額	収入未済額	備 考
魚市場使用料	10,019,426	10,009,616	9,810	未済 荷さばき使用料
水産会館使用料	5,064,500	4,314,500	750,000	管理室使用料609,000円 食堂 141,000円
雑 入	328,603	326,546	2,057	(電力料)
計	15,412,529	14,650,662	761,867	

支 出

科 目	予算令連額	支出済額	残 額
魚市場事業費	3,258,000	2,467,268	790,732
水産会館運営費	1,803,000	1,364,323	438,677
計	5,061,000	3,831,591	1,229,409

た変圧器が未処分のままとなっていた。また使用可能であるので、他の部局等において活用するよう効率的な別用について検討されたい。

(6) 当市場の記録管理簿による施設の面積は2,000.49㎡であるが、県の財産台帳に登録されている面積は2,380.40㎡で379.91㎡の不適合を生じている。原因を究明し、記録管理を厳重にされたい。
(水産会館)

(1) 鳥取県まき網漁業組合は、事務室の貸付許可を受けている面積73㎡のうち約36.5㎡を水産庁駐在官室として昭和40年12月18日より無許可のまま使用させているがその処置は当を得ない。また、同組合は国の機関である「水産庁駐在官事務室」として開放しているという事由で事務室の使用料の減免(5割)申請(S.40.12.27付)中であったが、本件は、使用料の減免申請の手続きによるものではなく、貸付面積の変更を行ない、国の機関に対しては別個の許可とすることが適当である。

(2) 需要費の科目より、浄化槽定期清掃及び電球、蛍光灯の取替料が支出されているが、これらの経費は役務費より支出することが適当である。

(3) 前年の監査報告で指摘した水産会館内食堂用保有物品は貸付手続きがされていたが、監査日現在「鳥取県物品事務取扱規則」第23条の貸付承認が行なわれていない。早期に処理されたい。

境港水産事務所 昭和41年2月7日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 新見修平
 同 竹の家啓三郎

1 予算執行について

昭和40年度にかかる昭和41年1月末現在の支出状況は次のとおりである。

(1) 支 出

科 目	予算令達額	支出済額	差引残額
水産業費	2,470,580	2,746,637	△ 294,057
林業費	10,500	10,500	0
雑務管理費	99,930	93,977	5,953
計	2,581,010	2,869,114	△ 288,104

(2) 収入証紙取扱(漁船登録、船舶票交付、水産製品検査手数料) 74,490円(29件)

2 主な事務事業

水産製品検査 8件(57,740kg)
 漁船許可 205件
 漁船登録及び検認 484件

3 留意事項

(1) 当事務所の事務事業経費の予算令達については、前年度監査報告で指摘したところであるが、人件費、旅費以外のものは令達されず、県管境港水産施設事業特別会計により賄われている。

(2) 会計区分を適正にするよう当局は必要経費の令達をすべきである。

(3) 水産業費の支出済額は令達額を超過している。このようなことのないよう予算経理事務に留意されたい。

(4) 当事務所の水産業改良指導員1名が配置され、漁業グループ育成等を重点に普及活動を行なっているが、活動計画に基づく指導経過の記録が不十分でその活動実態が明確でない。記録が次の活動計画の指針となることに留意されたい。

4 組織運営について

(1) 行政財産としての漁港施設の管理を当事務所が実質的に行なっているが、県行政組織規則に定める分掌事務では必ずしも明確でない。「漁港法第3条2のウ」に定める漁港管理施設とも関連させて組織運営の合理化について検討されるよう望む。
 なお、水産事務所を本庁水産課管理に属する機関とすることについても検討されたい。

経営伝留農場 昭和41年2月21日監査

監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 竹の家啓三郎

1 予算執行について

昭和40年度に係る昭和41年1月31日現在の収入、支出は次表のとおりである。

収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
雑務使用料	3,192	3,192	0
物品売払収入	8,090	8,090	0
生産物売払収入	3,224,860	3,224,860	0
家畜頭売払収入	651,930	651,930	0
雑	247,231	170,271	76,960
計	4,135,303	4,058,343	76,960

支 出

科 目	予算令達額	支出済額	差 引 残 額
雑務費	248,000	175,931	72,069
農業雑務費	12,848,500	10,646,947	2,201,553
経営伝留農場費	10,794,000	4,708,292	6,087,708
計	23,890,500	15,529,170	8,361,330

2 事業執行について

昭和40年度において当該農場が実施している主な事業は次表のとおりである。

(1) 生徒教育

40年度における監査日現在の場生は本科生29名、研究生7名で、予算定員とおりである。

ちなみに過去3年間の場生の入所状況は次のとおりである。

年度別	本科入所者数	研究生入所者数	計	備考
38	22人	5人	27人	
39	18人	7人	25人	
40	29人	7人	36人	

(2) 研修事業

ア 農業機械研修 (予算1,494千円)

研修回数	研修日数	受講者数	特殊免許		備考
			全合格者	一部合格者	
5回	72日	68人	6人	—	基礎、応用、整備の各コース4月1日から41年1月31日までのもの

イ 農業経営技術研修 (予算378千円)

研修部門	研修日数	受講者数	備考
果樹	5日	33人	
豚	5日	29人	
牛	5日	34人	
計	15日	96人	

ウ 専修学園研修 (予算150千円)

研修回数	研修日数	受講者				計
		男	女	計	計	
2回	13日	4人	1人	5人	54人	

この研修は、中学校を卒業してただちに農業に従事する青少年を対象として農業の基礎的な経営及び技術を習得せしめるため、40年度(8月)より実施しているものである。

3 留意事項

(1) 収入事務について

ア 当場生徒及び短期研修生の食用として売却した生産品売却代金を生徒手当支給日及び研修終了後各個人から現金領収しているが、昭和40年7月30日発農企第505号「生産品の場(所)内販売事業取扱について」の通知に準じ、生徒又は研修生代表責任者と代金納入方法を約定し、事務処理の簡素化を図らねばならない。

イ 牛乳の引渡については「生産品売買契約書」第3条により毎日当場において生産主任から引継のあった数量を前渡伝票により引渡し、相手方から受領伝票を提出させているが、受領伝票の数量は現品を相手方の工場に持帰り、計量したもので前渡伝票の数量と毎月遇不足を生じており、この処理方法について何らの定めも行なわれていない。事務処理を明確にするよう処置されたい。

(2) 物品事務について

ア 40年度に乳牛2頭を不用品処分の承認を受けて売却している。老令にもよろうが、うち1頭は39年1月18日有刺鉄線で乳頭損傷したことが致命傷と考えられる。これを不用品としてのみの措置としていることは適当でない。「鳥取県物品事務取扱規則」第46条の手続きを執るべきである。また、当場は不用品処分の承認に当っては処分理由を慎重に検討するよう配慮されたい。

イ 場内生産のくす米486kgを家畜の飼料として使用するため「鳥取

県物品事務取扱規則」第8条3項により処理していたが、試験、研究等の目的使用とは認められない。同規則32条1項により措置することが適当である。

(3) 契約事務について

当場内に専修学園を建設するため設計委託契約が締結されていたが、同契約の約定は、構造物の使用材料室数及びその面積並びに教室等の構造等の仕様書が明示されていない簡単なものであった。設計委託契約書の目的が十分達せられるよう、今後契約書作成に当っては前記の点等を留意し、明確な委託契約を行なうべきである。

なお、この種の契約は建築主管課を通じて行なうことが適当である。

(4) 財産管理について

ア 土地、建物で県の財産台帳と当場が掌握している面積に、不適合のものがある。早期整備を図らねばならない。なお、職員宿舍の改築については毎年監査報告で指摘要望しているところであるが、実現の段階に至っていない。40年度は5戸のうち1戸は専修学園建設のため取りこわし、他の4戸も極度に老朽しており、気象条件によっては倒壊の危険性も考えられる。当局は早期にこれが措置に配慮された

イ 39年度に取得した研修実習用地48,592.26㎡の一部に防風林として松が残されているが、土地購入の契約書には、このことについては何らの表示も行なわれておらず、所有区分が不明なままになっている。後年において問題を生じないように早期適切に処置されたい。

4 場の運営について
 当場の生徒(36名)教育は、生涯即教育と、全寮制という二つが大きな柱となっている。日常生活全般を通じて生徒と起居を共にし、生活教育することは全寮制に直結する。また、40年度から、新たに、中学校を卒業しただけに農業に従事する青少年を対象に1年間の専修学園研修(集合研修年間3回21日間、研修生男24名、女4名)が開始されている。以上を考慮し、当場に専任指導員(合監)を配置することについて検討善処を要望する。

農業指導者養成所

昭和41年2月21日監査

監査委員 浜田 庄二
 同 中田 玉平
 同 竹の家 啓三郎

1 予算執行について

当初の予算現額は1,423千円で、40年度の入所人員を40名(4回集合研修35日)として予算化されているものである。

監査時における入所人員は35名で、2回(25日間)の集合研修と、現地研修4回(24日間)を実施していた。

なお、開所以来の入所状況は次のとおりである。

年度区分	入所人員(修了者)	予算定員	農業指導者養成所定員	備考
38	40人(37人)	60人	60人	38年8月1日開所
39	35(23)	60	60	
40	35予定(35)	40	60	

2 留意事項

(1) 青年研修館(宿泊施設)を研修生以外のものが使用する場合、「鳥取県行政財産使用料条例」第2条に定める別表②の2その他を適用し、1室(16.52㎡)1日88円70銭(正當計算額88円65銭)を徴収しているが、宿泊施設の使用料を上記条例により徴収することは検討の余地がある。著述されたい。

(2) 農業指導者養成事業に係る受講経費の市町村負担分76,960円(18件)が収入未済となっていた。早期収納と納期限を厳守させるよう努められたい。なお、上記負担金は受講経費の一部(食費・旅費)を「昭和40年度農業指導者養成事業実施要領」に基づき研修生をすいせんとした市町村に負担させているものであるが、前記要領によれば、食費は研修生又は市町村が殆どを負担する、となつてゐるにもかかわらず、いつれが負担するのかすいせん書等に明定されていない。負担区分を明確に約定するとともに、さらに、これら市町村負担金は研修生個々に対する奨励金とすることが適切であると考えられるので検討されたい。

蘭 検 定 所

昭和41年5月6日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 新 見 啓 三 郎
同 竹 の 家 啓 三 郎

1 予算執行について
昭和40年度に係る昭和41年3月31日現在の収入支出は次のとおりである。

収入	科目	目	額	収入未済額
○	農業検査手数料	463,050	463,050	0
○	練米試験	246,757	246,757	0
○	物品売払収入	110,137	110,137	0
○	生産物売払収入	17,199,552	17,199,552	0
○	計	18,019,496	18,019,496	0

支 出

科目	目	予算令違額	支出済額	残 額
○	総務管理費	341,991	296,621	45,370
○	農業検査費	18,954,135	18,740,401	213,734
○	蘭 検 定 所 費	17,402,186	16,840,591	561,595
○	林 費	7,840	7,840	0
○	計	36,706,152	35,885,453	820,699

2 40年度における主な業務実績は次のとおりである。

- (1) 蘭 検 定 鑑定試験業務
 - ア 蘭 検 定 382件 ● 手数料 310,800円
 - イ 蘭 鑑 定 256 ♪ 151,700
 - ウ 練 米 試 験 386K800g (乾 籾) ♪ 246,757

(2) 練米業務

39年度上りの繰越り重量	40年度生産重量	保管中分の増量	計		販 売		40年度未重量	細 知 増 量	41年度繰り越り重量	生糸平均価格
			重量	金額	重量	金額				
1,084.576	3,131.753	4,180.702	3,024.379	16,068.074	678.074	36,040	14,170	5.313		

3 留意事項

(1) 生繭の購入と乾燥委託の契約を同一人と別個に締結していたが、契約内容が混同しており、購入した生繭の検収方法も不明確である。契約条項を整備し一括した契約書とすべきが適当である。

(2) 当所で実施していた練糸空間仕切工事、本館取付工事等の請負契約書に添付の仕様書は発注者が作成していたが、実態は受注者が提出した見積明細書をそのまままきうつしたもので、事務煩雑で実益を伴わない。技術者のいない機関において、財産の補修等を実施する場合、契約書に添付する仕様書は受注者の提出した見積明細書とすべきが適当と思料される。また、この場合検見積書の適否を技術者が精査する処置が必要である。

(3) 前記の本館取付工事、練糸空間切工事などは正規の手続きを執らずに実施していたが、原形の復旧とは認められないので、「鳥取県公有財産事務取扱規則」第7条の手続きが必要である。

(4) 当所構内の職員宿舍で使用している水道料金については前年の監査報告で指摘したところであり、分岐メーターがないため、入居者から見込により1ヶ月190円を私用分として徴収している状況である。分岐メーターを設置して、職員宿舍としての機能を備える措置が適当で

ある。

(5) 当所が掌握している建物の繰延面積と「鳥取県公有財産表(40.3.31現在)」に登録されている面積に142.36㎡の不突合を生じているが、これは県当局が39年1月に実測した数量を財産台帳に登録し、財産を所掌する部に何らの通知も行なっていないことによるものである。当所は事務の適正処理に留意されたい。また、用途を廃止している建物で手続未了のものについては早期に手続きを執られたい。

4 場の運営について

当初の生産にかかる生糸の量とその販売額の如何は、直ちに当所の運営費全体と相関連し、これは他に見られぬ当所の大きな特長となっている。このうち生糸の販売方法を見ると直接販売が委託販売に比して圧倒的に多い。(直接販売 2,444k049g、委託販売560k330g)最近、与浜地帯にちりめん工場、誘致を機に精練施設が企業者の組合によって設けられ、奥西部地方における絹織物工業が次第に芽生えつつある現況に對し、これ等に要する原料生糸として当初の生産にかかる生糸を直接販売するに当っては財政見地からのみならず地場産業育成の見地から価格等についてはなお総合的に研究されるよう要望する。

種 査 場 昭和41年5月23日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 予算執行について
昭和40年度に係る昭和41年3月31日現在の収入、支出は次のとおりである。